
社会保障からみた“番号”制度への期待

社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 資料

2010年4月7日

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
経営戦略コンサルティング部

安田 純子

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

本日本話したいこと

1. いま、なぜ“番号”制度なのか

2. 何のために“番号”制度を導入するのか

3. 国民に利用してもらえる制度・仕組みとするために

イントロダクション

統一番号制度を導入している国は多数あるが、導入目的・発展経過は国によって大きく異なる。日本での導入にあたっては、目的・背景の違いを踏まえつつ、諸外国の経験に学ぶことが重要。

税務ベース	社会保障ベース	住民登録ベース	身分証明証ベース
	アメリカ 社会保障番号(1936) カナダ 社会保険番号(1964)		
イタリア 納税者番号(1977)	イギリス 国民保険番号(1948)	フランス 住民登録番号(1941) スウェーデン 個人番号(1947) デンマーク 住民登録番号(1968) ノルウェー 個人番号(1970) フィンランド 個人登録番号(NA) オランダ 市民サービス番号(2006)	エストニア 国民ID番号(1999)
オーストラリア 税務番号(1989) など		韓国 住民登録番号(1962) など	シンガポール 国民登録番号(1948) など

注)カッコ内は根拠法の施行年
出典) (株)野村総合研究所「2015年のIDビジネス」(東洋経済、2009年5月)を改変して作成

統一番号を持たない国
日本、ドイツ、オーストリア

オーストリアは
セクトラルモデル

1. いま、なぜ“番号”制度なのか

国民が安心できる信頼性の高い制度・仕組みをつくるためには、
改めて社会保障制度のもつ“**所得再分配**”機能を重視・強化すべき。

■ 社会保障に対する不安・不信の高まり

- 少子高齢化に起因する制度の“持続可能性”への不安
- “納得感”の欠如、“不透明感”、“煩雑性”に対する不満
 - ・ 制度だけでなく、自らの状況すらよくわからない、説明されないことへの不安
 - ・ 本当に困ったときに助けてもらえると信じきれない(手続きが複雑でよくわからない、使いづらい)
- 年金記録問題等に象徴される制度の運用面(組織、人)への信頼感の低下
- 格差の顕在化・拡大
 - ・ 経済情勢等個人の努力ではいかんともしがたい要因による勝ち・負けの発生に対するむくわれぬ思い
 - ・ 一方で、努力を厭う風潮、フリーライド等も存在

■ 情報技術(ICT)の進展

■ 社会保障制度が社会保障制度たる所以 ⇒ 民間保険との違いは“**所得再分配**”機能を有すること

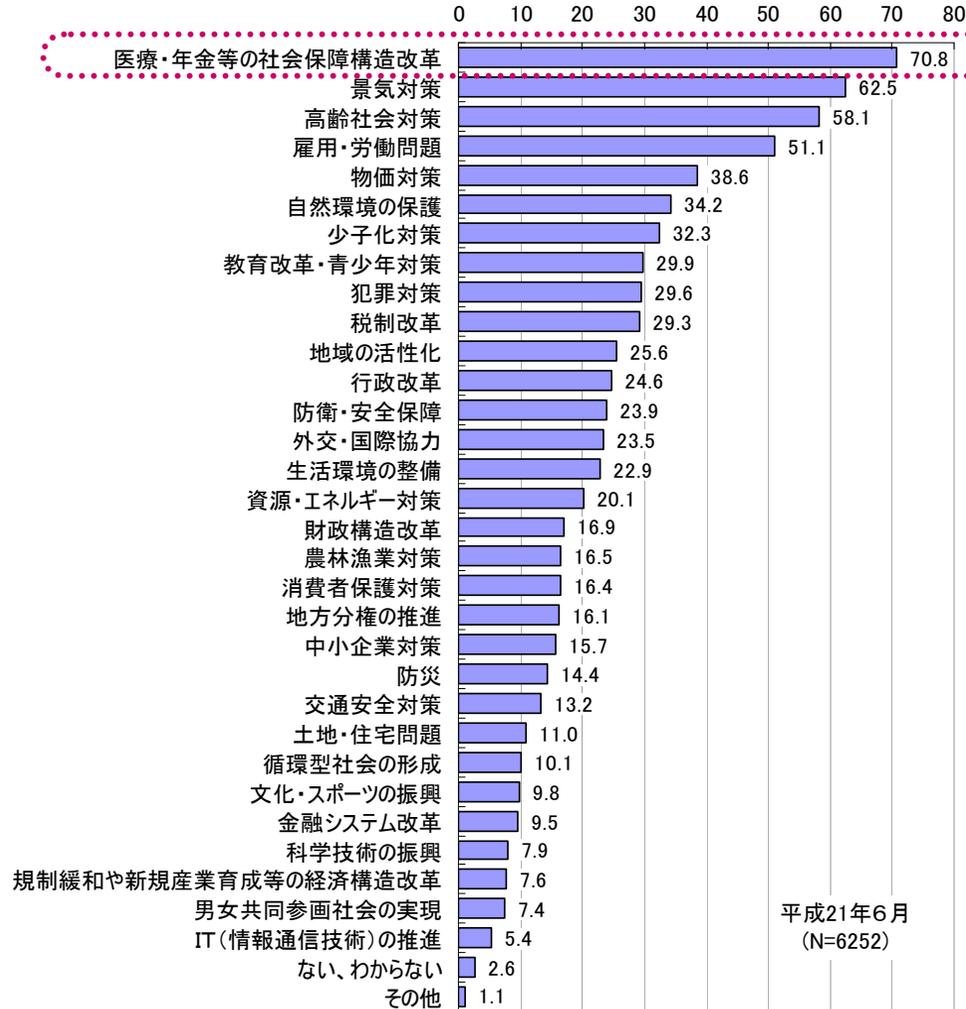
- 社会保険は加入が**義務**付けられている
- 原則は**応能負担**(所得比例で負担する保険料がベース)
→ 一部、受益者負担(利用者自己負担)と所得の正確な把握が難しい領域(国民年金等)に定額負担も存在
- 「所得」は**給付時の基準**にも利用されている(例えば、生活保護は基準額と所得との差額給付)

⇒「**所得**」の正確な把握は、「**給付の適正化**」「**負担の公平性**」のために重要

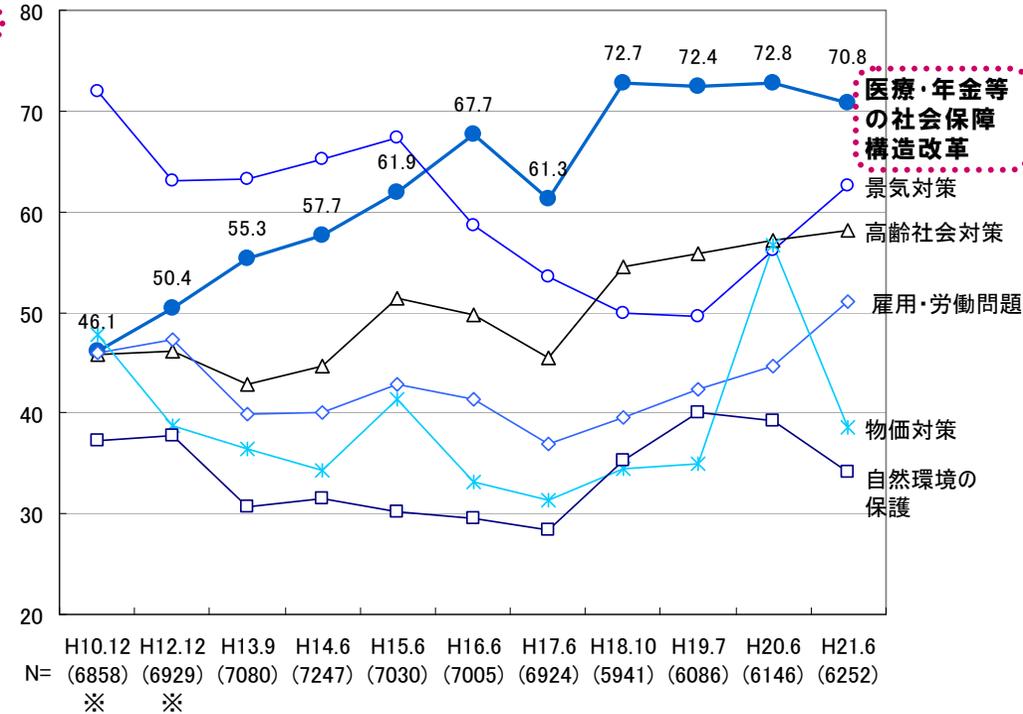
《参考1》 社会保障に対する国民意識（内閣府「国民生活に関する世論調査」より）
国民が政府に最も期待しているのは「医療・年金等の社会保障構造改革」。

図表 政府に対する要望(MA)

あなたは、今後、政府はどのようなことに力を入れるべきだと思いますか。



図表 政府に対する要望(MA, 年次推移)



出所) 内閣府「国民生活に関する世論調査」

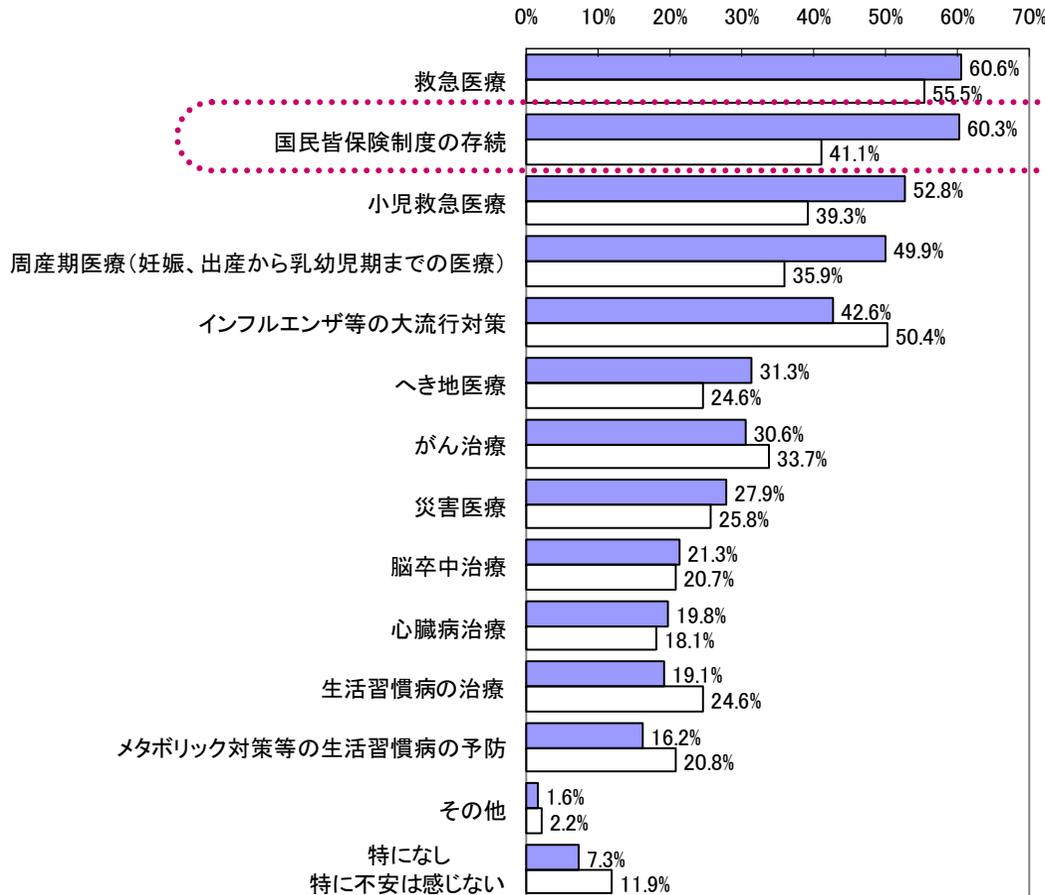
(<http://www8.cao.go.jp/survey/h21/h21-life/index.html>)

※平成10年12月調査、平成12年12月調査は「社会意識に関する世論調査」

《参考1》 社会保障に対する国民意識（医療保険制度を例に）

「皆保険の存続」への期待度が高く、国民は「負担が増えても医療を充実」派の方が多い。

図表 今後の日本の医療に関する不安・政府が最も力を入れるべき領域(MA)

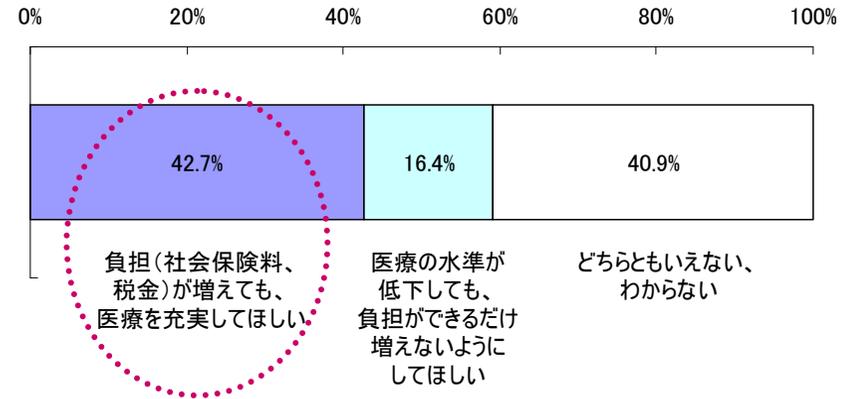


■ 政府が最も力を入れるべきこと □ 不安に感じていること

図表 今後の日本の医療に関する負担と給付のあり方について(SA)

【Q.15】

高齢化が急速に進んでいるため、医療費が急増するとの見通しがあります。政府や経済財政諮問会議などでは医療費の急増を抑制し、医療サービスの効率化を図るために一部の病院で統廃合などもおこなわれています。あなたのお考えはどちらに近いですか。(SA、必須)



出所) NRI「自身の医療・健康状態に関するアンケート」

2009年1月ネットアンケート「True Navi」による調査。有効回答数1000サンプル
(http://www.nri.co.jp/souhatsu/research/2009/pdf/rd200903_01.pdf)

2. 何のために“番号”制度を導入するのか

各国とも“番号”制度を上手く活用することにより、信頼感や利便性に結び付けている。

どの国の制度・仕組みが優れているかでなく、どのような場面でどのように活用できるかに注目。

区分	主な機能
運用面 (社会保障)	<p>■給付(併給調整、過去の給付履歴の確認等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>社会給付を受ける際に、併給できない別の給付を受けていないかを確認(併給調整、重複調整)</u>(いずれの国も) ● 被保険者資格／過去の保険料納付履歴を確認(いずれの国も) <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金受給開始時(現行の年金手帳の機能) ・ 医療・介護サービス等の利用(受診)時に医療機関の窓口にて(保険証+診察券機能) ● <u>年金通知、医療費通知等の送付</u>(いずれの国も) ● WEB上での給付額簡易計算ツールの提供(アメリカ他) <p>■保険料徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得に関し、事後的にチェックできる仕掛け(直接連携(連動)していないのが通常) <ul style="list-style-type: none"> ・ 被用者:雇用主による源泉徴収の場合は、雇用主が給与等をもとに保険料を計算して徴収(いずれの国も。納税は被用者も確定申告を行うフランスでも社会保険料は雇用主による源泉徴収) ・ 自営業者等:確定申告時に、契約先の支払い書類と申告書類とを突き合わせてチェックできる仕掛け(アメリカ、スウェーデン等) ● <u>保険料徴収の一元化、税・保険料徴収の一元化による徴収コストの効率化</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年金、医療、介護等異なる保険の<u>保険料を一括徴収</u>する際に利用(アメリカ、スウェーデン等) ⇔ <u>統一番号がなくても、保険料の一括徴収を実現(ドイツ)</u> ・ <u>悪質な滞納対策</u> ⇔ 滞納情報を支援が必要な人の発見に活用し、<u>救済業務も実施(スウェーデン)</u>
運用面 (税務)	<p>■確定申告</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>所得その他、事前に把握できている情報をあらかじめ印刷(プレプリント)し、納税義務者に送付。</u> 納税義務者は内容を確認し、サインして提出(スウェーデン他) <p>■給付付き税額控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得はあるが少ない就業者(ワーキングプア)等に対し一定の税金額を控除。賦課される税額を控除額が上回る場合、その金額を給付(還付)(アメリカ、イギリス等)

事例8 アメリカ

事例2 アメリカ

事例3 ドイツ、アメリカ、スウェーデン

事例4 スウェーデン

事例5 アメリカ

(前ページのつづき)

区分	主な機能	事例6 スウェーデン
事務手続き	■住所変更・管理 <ul style="list-style-type: none">● <u>住所変更サイト(Adressändring)</u>上から、<u>社会保障、税務、郵便および宅配事業者に一括して住所変更を申告(スウェーデン)</u>	
データ活用	■政策評価 <ul style="list-style-type: none">● 過去の受給履歴と現状(アウトカム)の分析により、効果的な政策方法を開発(ドイツの失業給付I・IIにおける就労支援策※)<ul style="list-style-type: none">・ ドイツは統一番号制度を持たないが、失業給付I・II共通の管理番号が付与され、どのような給付(現金給付、教育・訓練プログラムの提供、職業体験等)や助言が提供され、どのくらいの期間でどのような職を得られたかという成果はこの管理番号のもと登録・管理される。これを用い、どのような状況の失業者にどのような給付・助言が有効か分析が行われる ■統計作成 <ul style="list-style-type: none">● 人口、就業・所得等に関する統計の作成(スウェーデン、韓国)	事例7 スウェーデン
民間利用	■民間利用 <ul style="list-style-type: none">● SPARを通じた民間企業への名簿(住所・姓名情報)の提供(スウェーデン)● クレジットビューロー等与信サービス(アメリカ)	事例8 アメリカ

《参考2》 WEBサイト上での給付見込み額の確認（アメリカ）

アメリカでは、社会保障庁(SSA)のWEBサイト上から「社会保障計算書」の請求、年金給付額の簡易計算等を行うことができる。

- 社会保障庁のWEBサイト上でSSN、姓名、生年月日、性別、出生地、計算書送付先住所等を入力・申請すれば、4～6週間で「社会保障計算書」（年金受給見込み額が記載された通知/紙ベース）が送付される。
- さらに、精度の異なる3種類の給付額の簡易計算機能（Benefit Calculator, Quick Calculator, Online Calculator, Detailed Calculator）を行うことができる（<http://www.socialsecurity.gov/planners/calculators.htm>）。

The left screenshot shows the 'Information We Need' form on the Social Security Online Services page. It asks for the following information:

- Enter your full name: (First name, middle initial, if any; last name; Suffix, if any)
- Other last name:
- Enter Your Social Security number: (Enter numbers without dashes, for example, 123456789)
- Select your date of birth: (Month, Day, Year)
- Place of birth: (U.S. State or Territory, or Foreign Country)
- Mother's Maiden Name: (Last name only)

The right screenshot shows the 'Benefit Calculators' page. It offers three options:

- 1. Quick Calculator (Aqui en Español)**: This calculator gives you a simple, rough estimate when you input your date of birth and this year's earnings. (You must be age 21 or older for this calculator to work correctly.)
Note: The Quick Calculator does not include reduction for WEP.
- 2. Online Calculator (Aqui en Español)**: Input your date of birth and your complete earnings history to get a benefit estimate. (You may project your future earnings until your retirement date.)
- 3. Detailed Calculator**: This calculator provides the most precise estimates. It must be downloaded and installed on your computer. (Includes reduction for WEP.)
Note: There is also a Mac version of the Detailed Calculator.

Things you should know:

- None of these calculators are linked to your Social Security earnings record. They use the earnings amounts you enter.
- If you want to use your Social Security earnings record to calculate your retirement benefits, please use our Retirement Estimator.
- All three calculators assume you have enough credits to qualify for benefits. They produce an estimate even if you do not actually have enough credits.
- Calculator estimates will differ from those on your Social Security Statement if you use different assumptions.
- Example: If you had earnings last year, your Social Security Statement benefit estimate assumes you will have similar earnings for every future year until you turn 62.
- If you tell us you will stop working before the year you turn 62, the calculator estimates will not include earnings for the years after you stop working.
- You can download the Mac version of the Detailed Calculator from <http://www.socialsecurity.gov/OACT/anypia/download/Anypla.sit> (1,035 KB).

If you need a benefit estimate on someone else's record, such as your spouse or parent, use our toll-

《参考3》 諸外国における社会保険料徴収の仕組み（ドイツ、アメリカ）

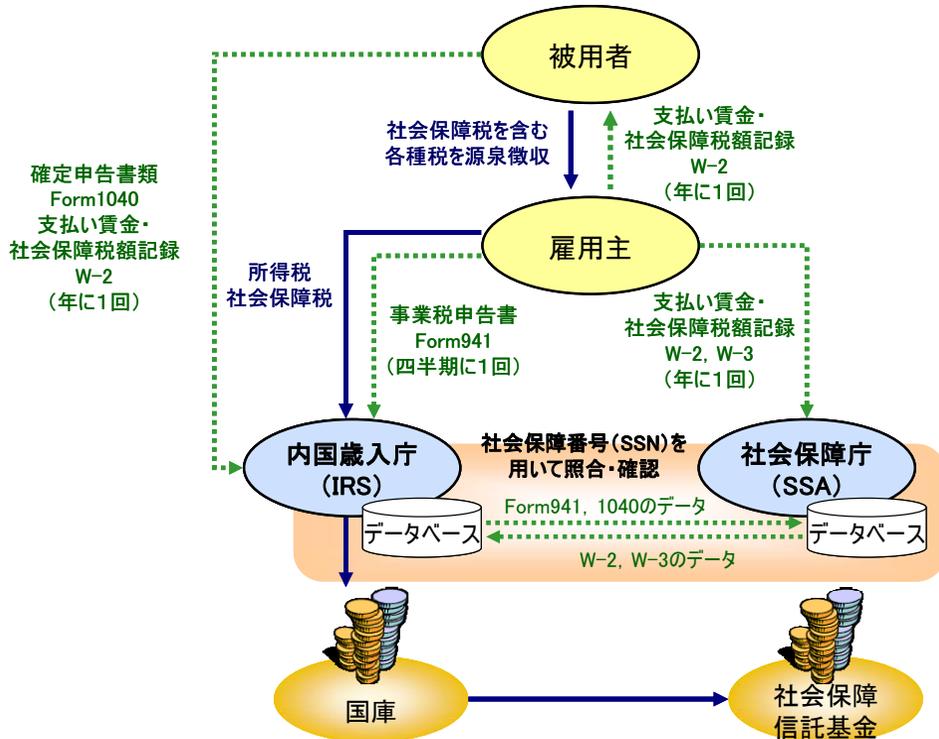
アメリカでは、内国歳入庁が所得税とともに連邦保険拠出法税(社会保険料)を一括徴収。
ドイツは、アウトソースの仕組みを利用し、社会保険料のみを一括徴収。



■アメリカ

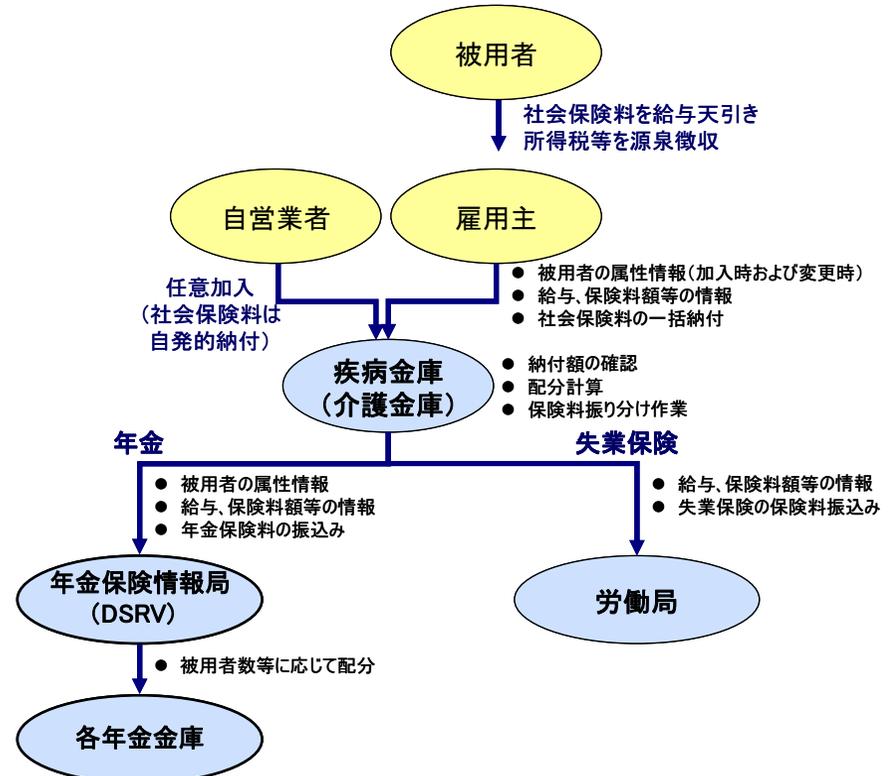
- FICA税※は、所得税等とともに内国歳入庁(IRS)が一括徴収。雇用主が給与天引きして納付する。
- 本人(被用者)からIRSへ確定申告。IRSは、社会保障番号(SSN)を用いて、雇用主から提出された社会保障税額記録と社会保障庁(SSA)の情報との照合・確認を行う。

※社会保障税やメディケア税は総称して連邦保険拠出法税(FICA税)と呼ばれる。



■ドイツ (=統一番号のない国)

- 社会保険料は、被保険者に最も身近な疾病金庫によってまとめて徴収され、手数料を差し引いた上で、年金金庫や労働局(労災保険)に振り分けられる。(税金は別徴収)
- 源泉徴収～各保険への振り分けに際しては、社会保険番号(=年金保険の被保険者番号)を利用して行われる。



《参考3》 諸外国における社会保険料徴収の仕組み（スウェーデン）

スウェーデンでは、国税庁の税・社会保険料の一括徴収により合理的な徴収体制を確立する一方で、プレプリントにより確定申告の手続きの簡略化、徴収庁による滞納対策と救済業務の徹底を実現。

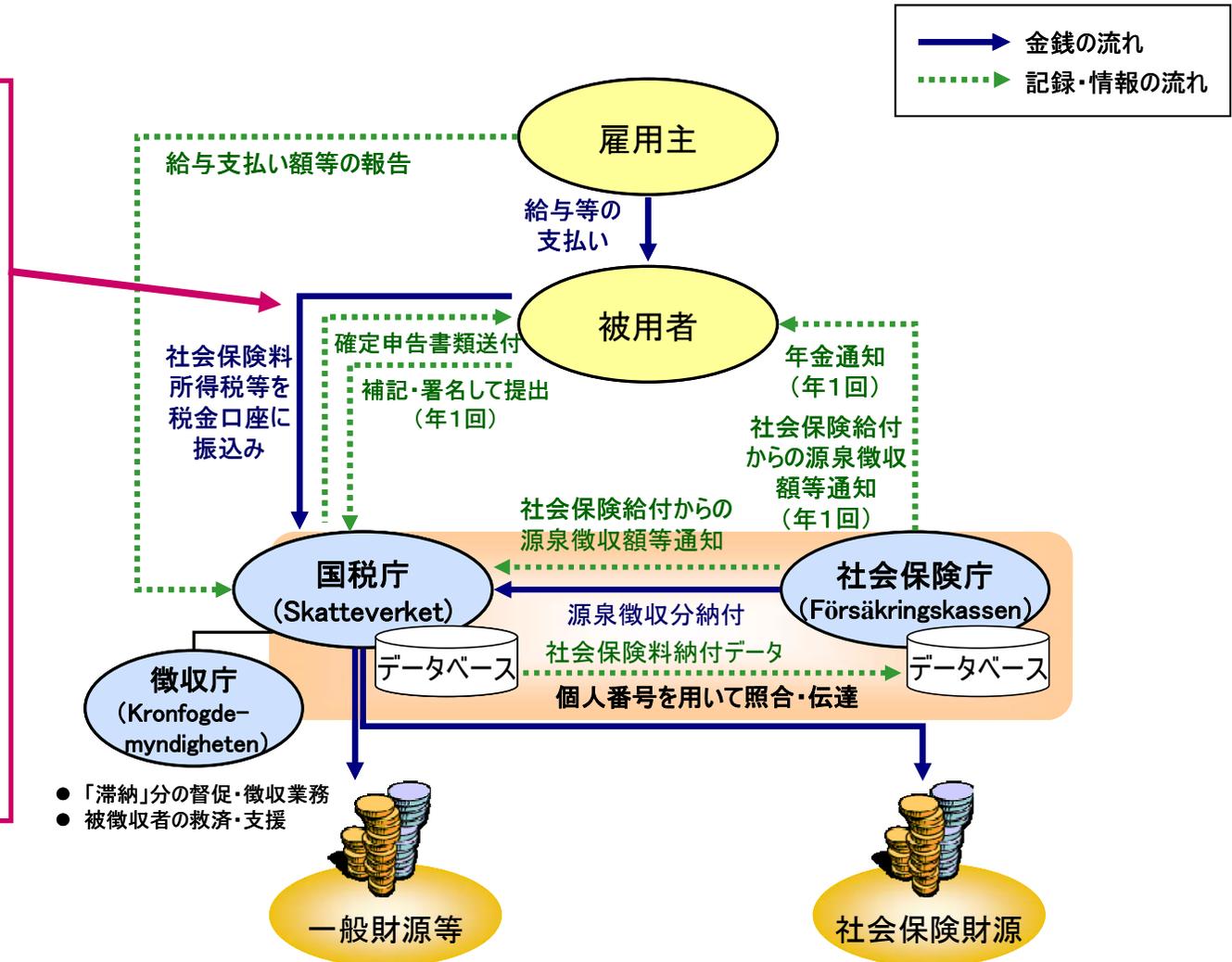
■ 国税庁が、税・社会保険料を一括して徴収する**合理的な徴収体制**。

- 一般の徴収は、国税庁の個人単位の税金口座に振込み
- 「滞納」分の徴収は、国税庁の下部機関である徴収庁がまとめて徴収。支払能力がない場合は救済・支援もあわせて実施

■ 雇用主が行う給与支払い額等の報告と全国民が行う確定申告の内容を、個人番号で管理・照合し、**正確な所得捕捉**を実現。

■ 個人番号は、国民の**確定申告手続きの簡略化**にも貢献。

- 確定申告書類は、個人番号を利用して収集した情報が予め記載（プレプリント）されて送付。国民は、内容を確認し、誤りがなければ署名して返送（ポストに投函）するのみ。



《参考4》 徴収庁(Kronfogdemyndigheten)の取り立て業務、救済業務（スウェーデン）

スウェーデンでは取り立て業務を一元化して、ノウハウ蓄積による回収率向上を実現。
また、徴収機能だけではなく、被徴収者の権利保護・救済機能も併せ持つ。

■ 徴収庁の位置付けと概要

- 国税庁の関連機関だが、独立組織としての位置づけ
- 2006年以前、全国10か所に「地方徴収庁」があったが、地域分割型から機能分割型への体制変更の政策の流れに沿う形で一箇所に統合。
- 徴収対象は、課金を行う本来の団体(税金の場合は国税庁)が再請求・督促を行い、それでも支払われなかった場合のみ。
- ケース(判決)によっては、給与や自動車、不動産等の差し押さえ・競売等を執行できる権限も保有。
 - ・ 公的な請求：所得税、間接税、消費税等の税、社会保険料などのほか、テレビ受信権料、駐車違反の罰金など
 - ・ 民間の請求：高等裁判所もしくは行政裁判所の判決に基づく(強制)徴収(=「悪質な滞納」に限定される)
- 「徴収庁」に徴収を申請(依頼)できるのは、徴収対象の課金の本来の納付期限の年末から数えて「5年以内」

■ 取り立て方法

- 各種税金の還付から滞納分を差し引く方法(相殺方式)で回収する。相殺方式で回収できない場合、給与、自動車、不動産等の差押さえ・競売等を行って徴収完了後、を申請(依頼)した機関に徴収完了を報告。

■ 被徴収者の権利と救済業務

- 被徴収者には所有権の回復や不服申し立て等の権利が認められている。
- 徴収不能と判断された場合は、債務調整、破産適用、債務放棄の手続などで、「徴収庁」が被徴収者(債務者)の救済を図る。
- 滞納防止のため、学生や起業者などへの「予防的」な情報提供も実施。

スウェーデン徴収庁による成果

(単位:10億スウェーデンクローネ)

	2000年	2002年	2004年	2005年
税収合計	1,172	1,170	1,292	1,357
徴収庁に通知された滞納額	14.1	15.5	12.8	13.1
取消もしくは減額の要求	-4.4	-4.1	-3.1	-3.7
正味の滞納額	9.7	11.4	9.6	9.3
税収総額に対する未回収割合	0.8%	1.0%	0.7%	0.7%
徴収庁による徴収	-5.1	-5	-4.6	-4.7
税収総額に対する徴収完了割合	-0.4%	-0.4%	-0.4%	-0.3%
最終的な未収額(徴収ロス)	4.5	6.3	5.0	4.6
税収総額に対する未収割合	0.4%	0.5%	0.4%	0.3%

徴収庁による取り立て成果

税金滞納額の約50%を回収し、最終的な未収額(徴収ロス)は2005年時点で0.3%に縮小。

(参考)

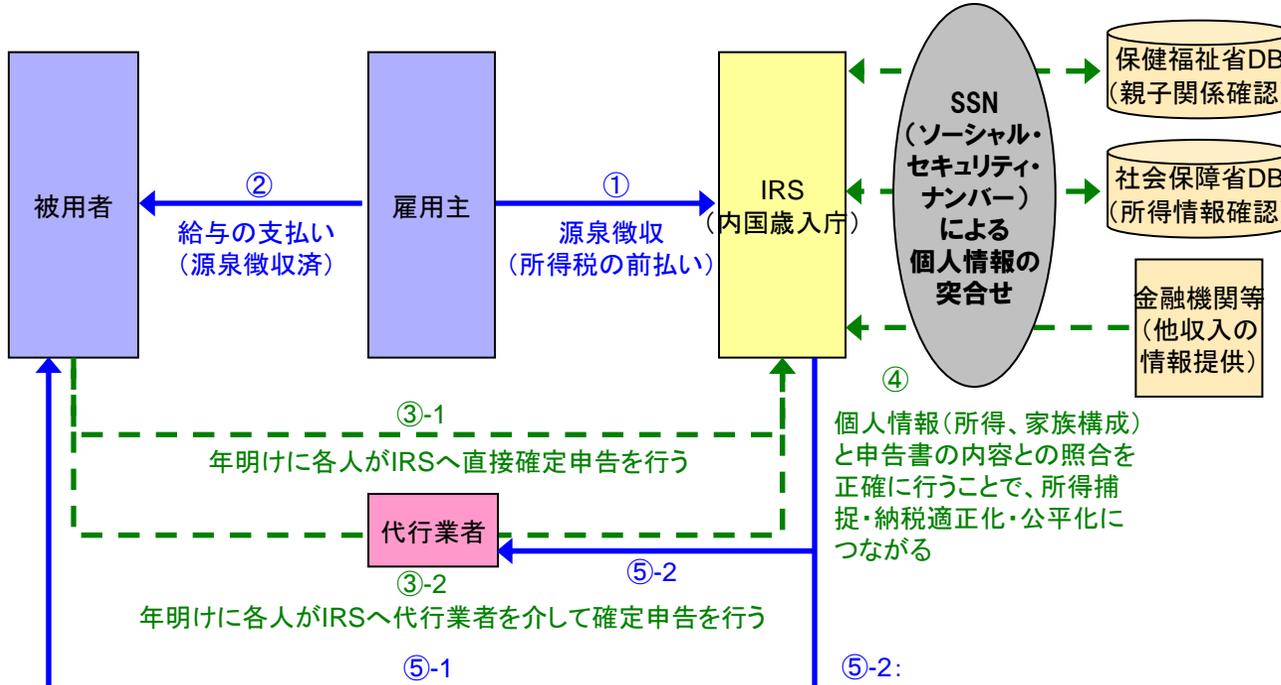
日本の国税の滞納率(法人税等も含む税収総額に対する国税の整理中の滞納の割合)は4~6%程度で推移。

出所)スウェーデン国税庁(Skatteverket) “Taxes in Sweden. A summary of the Tax Statistical Yearbook of Sweden” (SKV 104) 7th edition, published January 2007

《参考5》 給付付き税額控除の執行体制（アメリカ）

給付付き税額控除が導入されると、従来の確定申告者と異なる層が手続きを行うことになる。適切なサポートの仕組みがなければ、未受給や過誤・不正請求が発生する恐れがある。

米国における給付付き税額控除に伴う主な手続

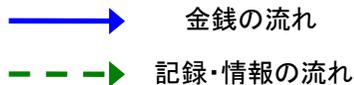


申告後、源泉徴収した所得税の合計額と再計算した所得税の差額を還付または徴収
更に、再計算された所得税額が税額控除額を下回った場合、差額が給付される

④ 個人情報(所得、家族構成)と申告書の内容との照合を正確に行うことで、所得捕捉・納税適正化・公平化につながる

⑤-2:

確定申告後、仲介者よりローン(Refund Anticipated Loan)を受け、還付される税金を直接、RALの返済に利用できる



米国における給付付き税額控除制度の課題点

未受給者対策

現在、勤労所得税額控除の受給資格のある者のうち、4人に1人が申告していない。受給条件に関する誤認識と、確定申告の必要がない低所得者が確定申告をしていない事が原因である
→NPO等の低所得者支援団体や地方自治体と協力し、受給率拡大を目指した活動を行っている

過誤・不正受給

主に低所得者を対象としている勤労所得税額控除について問題になっており、歳入庁では支給額の25%前後が過誤・不正であると推計している
児童税額控除については、多くの場合は税額控除に留まり、給付が行われていない。そのため、過誤・不正受給のリスクは小さい。
→税務調査で過誤・不正受給を把握することは可能だが、税務調査の費用に対し一件当たりの過誤・不正受給額が小さいため、行政事務として効率的ではない

代行業者による不正請求

給付付税額控除の適用条件が複雑なため、勤労所得税額控除の適用数の約70%が代行業者を通じて申請しており、一部の業者が積極的に不正申請を行っていたという問題が発覚した
→現在は免許の必要ない代行業に対し、免許・登録制の導入を検討している。

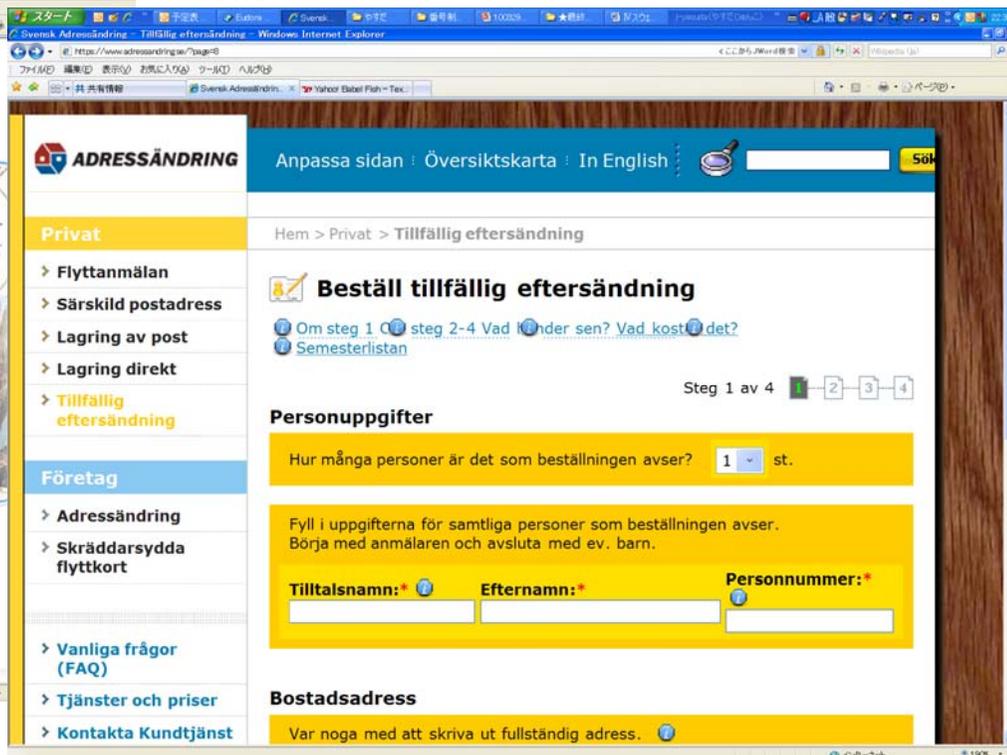
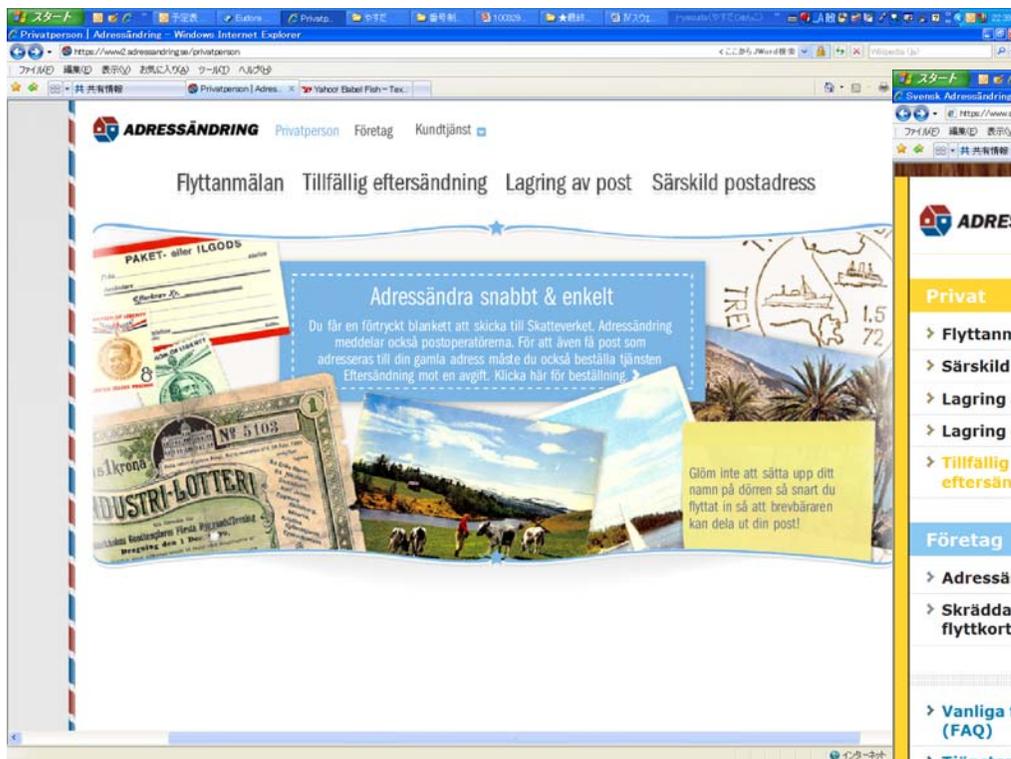
《参考6》 住所変更サイトAdressändring (<https://www.adressandring.se/>) (スウェーデン)

個人番号を利用すれば、転居時の住所変更手続きもWEB上で一度行うだけで、民間機関(銀行等)も含め、必要な機関すべての住所情報が変更される。

- 登録情報に変更があったときは、申告義務者が7日以内に届け出なければならない。
- 住所変更(転居時)は転居日の1週間前までに税務署、社会保険事務所、郵便局のいずれかに届け出るか、住所変更サイト(Adressändring)を通じて変更申請を行う。

▼ Adressändring のトップページ。国税庁、郵便局、民間郵便会社の協力事業として運営される。このサイトから、「住所変更」「不在期間中の郵送物取り置き」「再配達」および「郵便物の転送サービス(有料)」が申し込める。

▼ 該当人数と、人数分の姓・名、個人番号と転居前・転居後の住所を入力・申請すると、確認書類が申請した転居前住所に郵送される。この書類にサインして返送すると住所変更手続きが完了する。この申請手続きのみで住民登録DBのほか、郵便局その他の行政機関や銀行等全ての住所情報が変更される。



《参考7》 スウェーデンの登録情報活用事例

住民登録の情報は、各種通知、統計作成、SPARを通じ民間の住所情報利用にも活用される。これにより、特に申請しなくても、官・民双方から必要な情報が必要なタイミングで届けられる。

■ 全国民、出生時に個人番号を発行

- 番号の発行主体は国税庁、手続きは最寄の税務署が所管
- 病院から提出される出生記録と両親が提出する名前申請に基づき住民登録。同時に番号を交付

■ 住民登録DBの情報は、必要に応じ官・民で活用できる

● 行政からの各種通知

- ・ 該当者の抽出が容易
- ・ 情報内容もカスタマイズ

● 各種社会保険給付

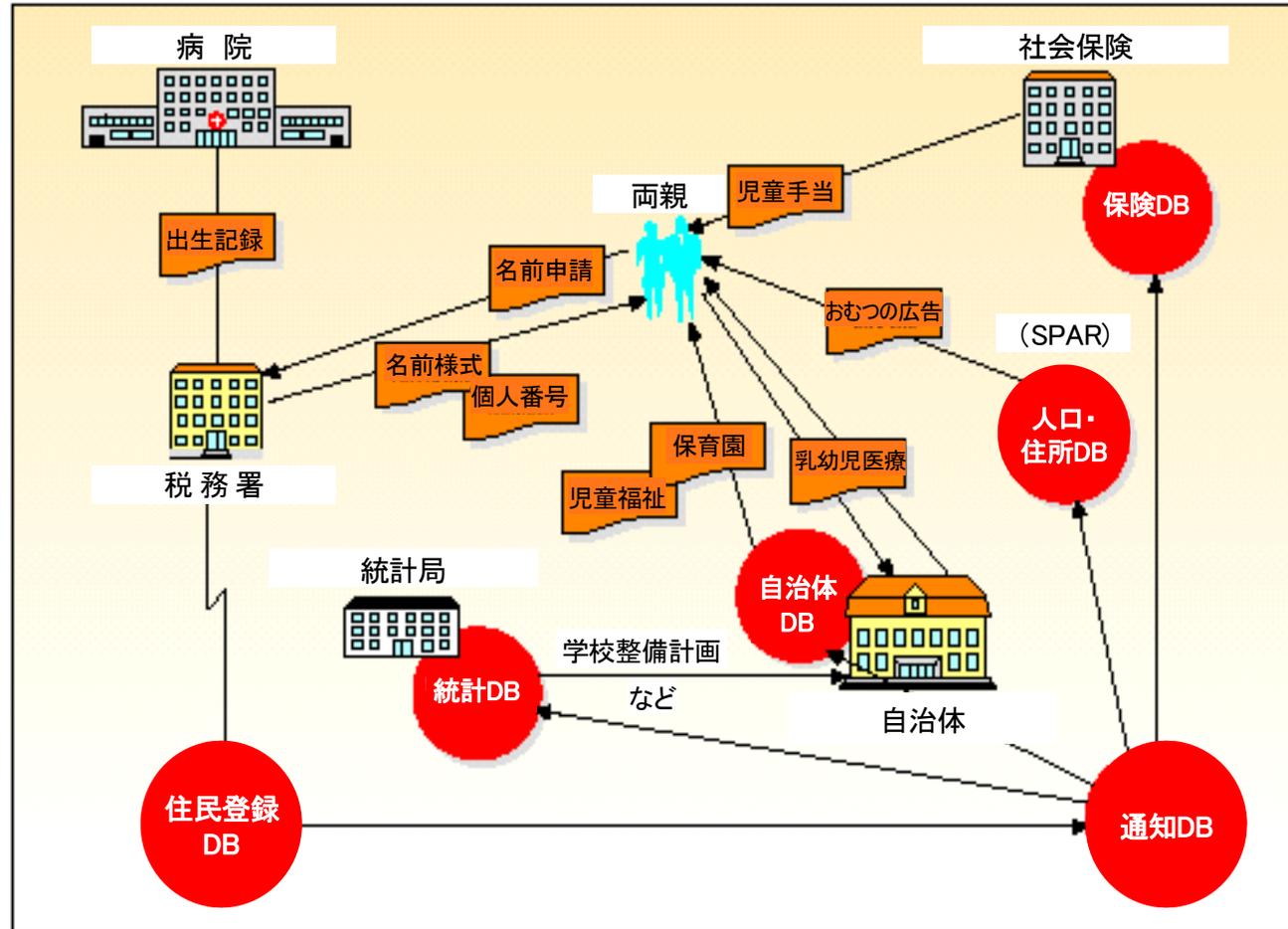
- ・ 要件を満たすと、申請せずとも給付が受けられる

● 各種統計の作成

● SPARを通じ、DM送付先リストの入手が可能

- ・ DMを受け取りたくない場合は、オプトアウト(受取拒否)も可能
※オプトアウトしているのは数%のみ

■ 子どもが生まれ、住民登録が済むと、自治体から保育園や児童福祉の情報が届き、同時に児童手当も振り込まれる。民間企業からおむつ等のDMが届く。

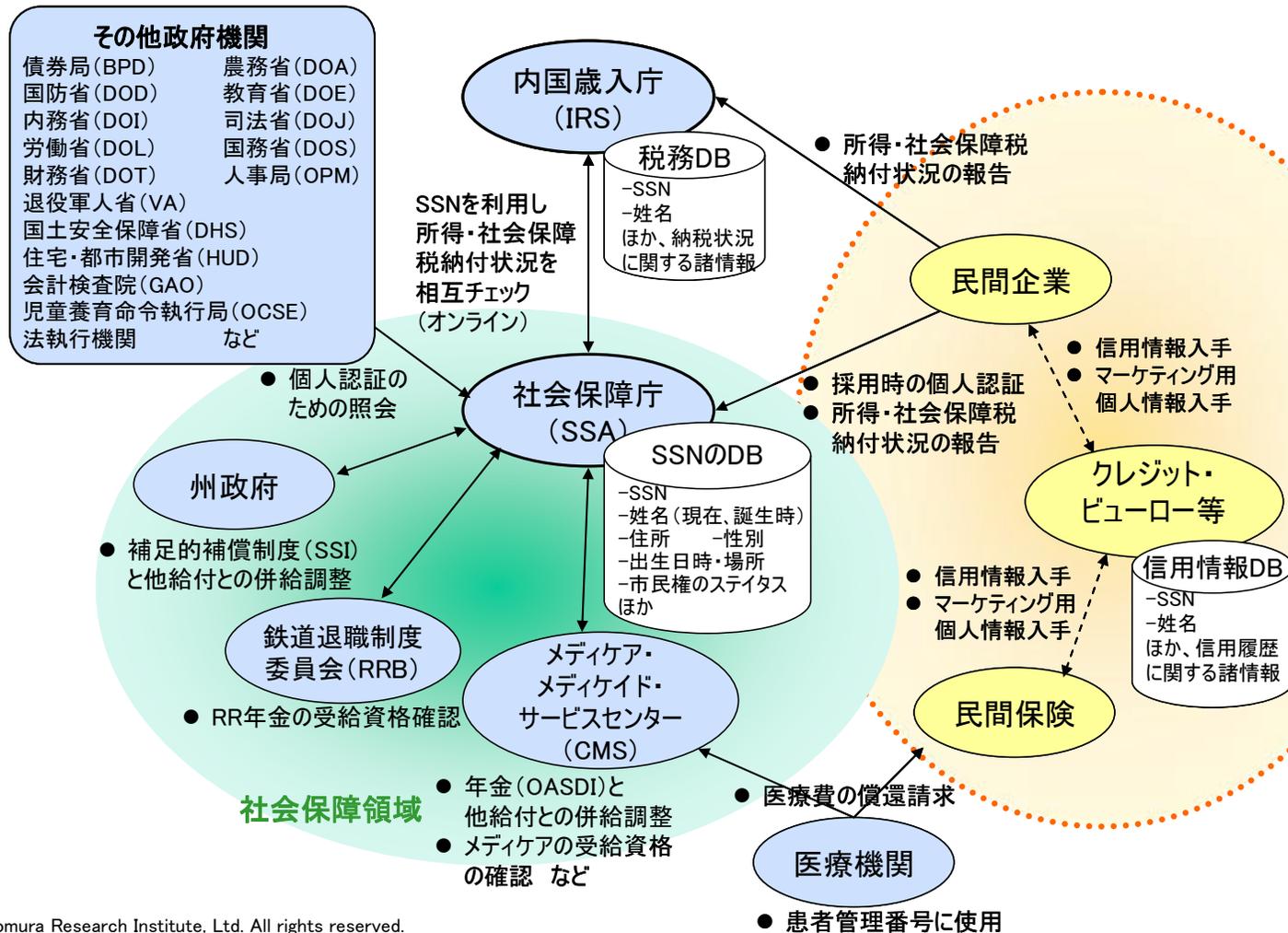


出所) THE SWEDISH SYSTEM FOR POPULATION REGISTRATION (SKV 711B, edition 3. Issued by the Swedish Tax Agency in January 2000) (最終アクセス2007年4月時点)より作成

《参考8》 SSNに紐付け登録された情報の連携事例（アメリカ）

信用情報提供サービスを核に、金融領域が牽引によりSSNの民間利用が普及。
幅広い契約・商取引および行政手続きで不可欠な存在となっている。

- 社会保障番号(SSN)は、内国歳入庁(IRS)と社会保障庁(SSA)の間の情報交換以外にも、多様な領域の行政事務や民間(主に金融領域)で幅広く活用されている。



2. 何のために“番号”制度を導入するのか

国民の社会保障制度への**信頼確保**と**利便性向上**のために、**必要な情報をタテ・ヨコにつなぐ**。
申請に基づく受動的アクションから、**能動的・予防的アクションへの転換を図る**。

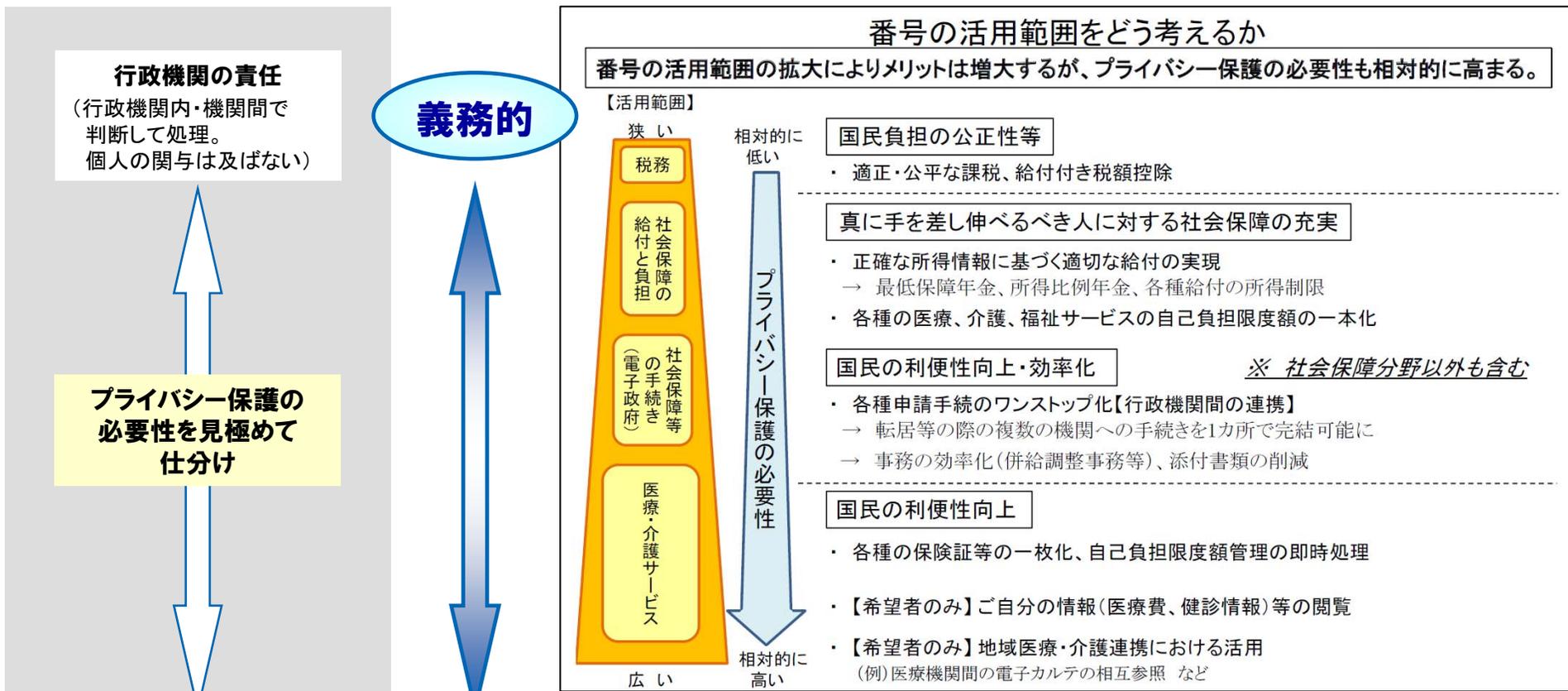
■ “番号”制度がなければできないこと

- 時間や手間、コストをかければ、“番号”制度がなければできないことは、ほとんどない
 - ・ 時間や手間、コストがかかっているのは、行政機関だけではなく、国民(被保険者、サービス利用者)や企業(雇用主等)も同様
- 番号制度がないと、確実に個人を特定するのが難しいため、ミスが発生する恐れは高くなる

■ “番号”制度があると・・・

- **情報を“タテ”につなぐ** : 個人の属性が変わっても、**生まれてから死ぬまでの情報を確実に蓄積**できる
 - ・ 例) 姓が変わっても、転居・転職をしても、確実に保険料納付記録が蓄積される(消えない年金制度)
- **情報を“ヨコ”につなぐ** : 必要がある場合に**タテワリを超えた情報の共有・連携**ができる
 - ・ 例) 分野を超えた情報を一括して閲覧する、住所変更等の手続きを一括して行う(ワンストップ化)
 - ・ 例) 複数の給付を受ける場合の手続き・確認業務の簡素化・円滑化(併給調整・重複調整)
たとえば、**医療・介護・福祉サービスの自己負担上限額の一本化**
- **“待ち”(プル)から“攻め”(プッシュ)へ** : 申請を受けての受動的アクションから、**能動的・予防的アクション**へ
 - ・ 例) 求められてから情報提供するのではなく、要件を満たす人に情報提供
たとえば、子ども手当に該当する世帯に、手当に関する情報と申請手続きを通知
 - ・ 例) 生活保護以外の救済手段がなくなる前に、予防的な支援を適用
たとえば、保険料・税を複数滞納している世帯を訪問し、債務調整、行政サポートの適用等を受けるために支援

3. 国民に利用してもらえらる制度・仕組みとするために 番号の活用範囲は、社会保障制度の信頼性確保のための義務的利用と、利便性向上のための選択的利用が考えられる。利用される制度・仕組みとするには選択的利用を妨げないことが重要。



出所) 社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会(第2回)資料 2010年2月22日



3. 国民に利用してもらえる制度・仕組みとするために 情報の必要性和プライバシー度合い、将来的な拡張可能性とを考慮したうえで、 どこまでを必須情報とするかを考える必要がある。

義務的



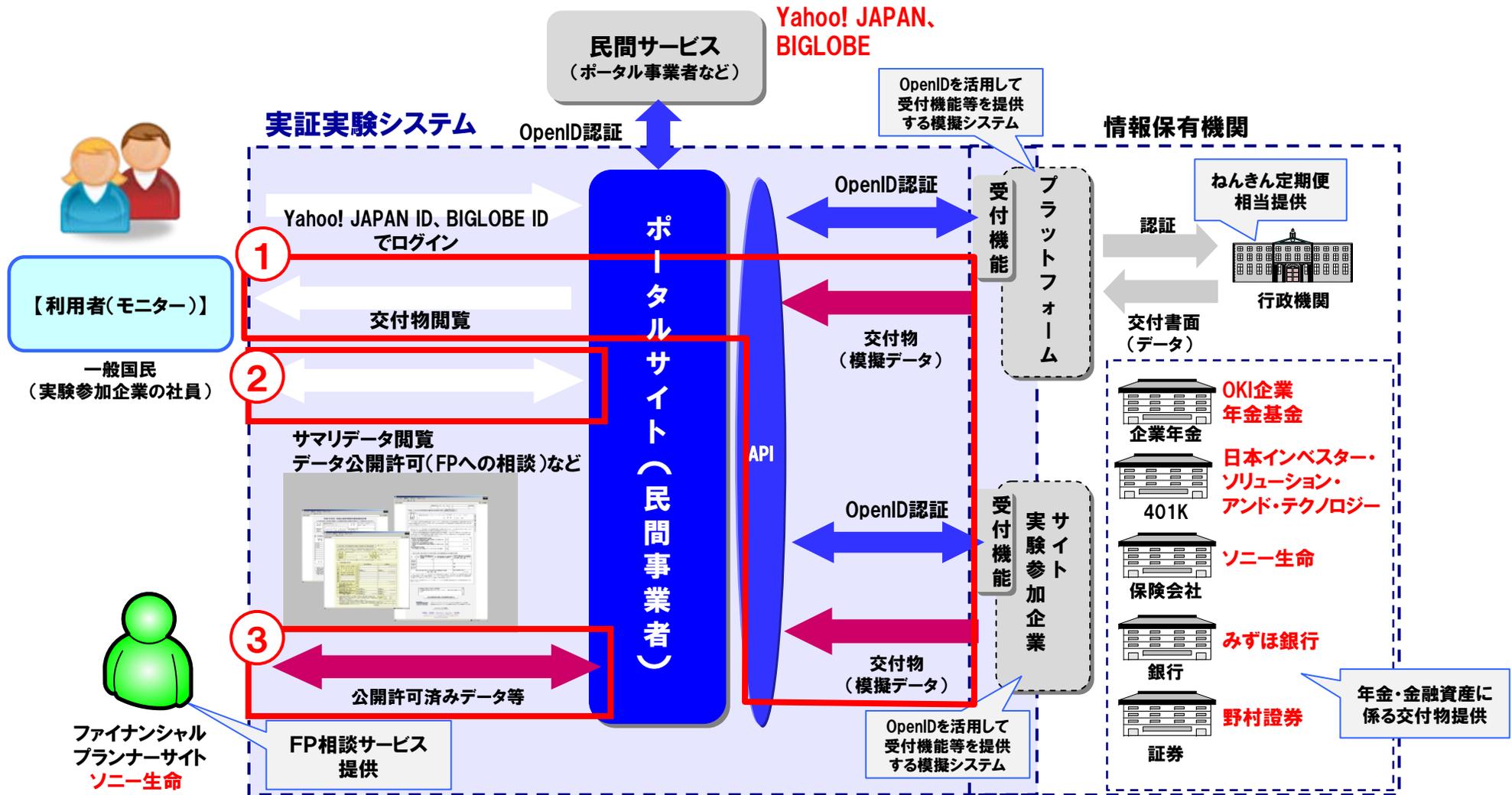
選択的

基本情報	年金	医療・介護	生活保護・その他
<ul style="list-style-type: none"> ● 4情報 (姓・名、性別、生年月日、住所) ● 家族情報 ● 所得 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者情報 (4情報、就業先企業、加入保険者) ● 加入/退会年月日 ● 標準報酬月額・賞与額 ● 保険料額 ● 納付実績 	<ul style="list-style-type: none"> ● 被保険者情報 (4情報、就業先企業、加入保険者) ● 被扶養者情報 ● 標準報酬月額・賞与額 ● 保険料額 ● 納付実績 	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人情報 ● 就労状況 ● 家族情報 (扶養義務者) ● 所得 ● 必要経費(家賃、求職活動その他の諸経費)
	⇒ 受給権有無、給付(予定)金額 ⇒「年金通知」の送付	⇒ 保険資格有無、要介護認定結果	⇒ 適用可否
<ul style="list-style-type: none"> ● 資産 (固定資産、金融資産) 			● 資産(預貯金等)
		<ul style="list-style-type: none"> ● 給付実績 (受信日、医療機関、内容、費用総額等) ⇒「医療費通知」等の送付 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業年金、個人年金 <ul style="list-style-type: none"> ・加入状況 ・保険料納付実績 ・給付(予定)金額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間保険 <ul style="list-style-type: none"> ・加入状況 ・保険料納付実績 ・適用対象 	<p>安全性の観点から活用が望ましい領域 (ドイツ・フランス等では健康カードのICチップに登録)</p>

必然性はないが、一括管理ができる
と便利な領域

《参考9》 年金記録を対象としたサービスモデル

利用者(年金加入者)は、年金定期便や民間保険等の情報を入手・閲覧・管理に加え、自ら希望すれば、情報をファイナンシャルプランナーに提供して資産の将来設計等のアドバイスを受けることもできる。



出所) 野村総合研究所ニュースリリース(2010年3月24日)

※本実証実験は経済産業省の「平成21年度ITとサービスの融合による新市場創出促進事業(デジタル市民生活プロジェクト実証事業)」の一環として実施され、NRIは代表企業として参画した。

本日のキーメッセージ(まとめ)

1. いま、なぜ“番号”制度なのか

- 社会保障制度への不安・不信が高まっている今だからこそ、国民が安心できる信頼性の高い制度・仕組みをつくるため、改めて社会保障制度のもつ“所得再分配”機能を重視・強化すべき。
- そのためには「給付の適正化」と「負担の公平性」の確保が必要であり、「所得」の正確な把握がカギを握っている。

2. 何のために“番号”制度を導入するのか

- 番号制度がなくてもできないことは、実はほとんどない。しかし、番号制度があったほうが、手間やコストが少なくすむことが多い。
- 情報技術が進化した今、番号制度を導入すると、以下のような点が容易になる。
 - ・ **情報を“タテ”につなぐ** : 個人の属性が変わっても、生まれてから死ぬまでの情報を確実に蓄積できる
 - ・ **情報を“ヨコ”につなぐ** : 必要がある場合にタテワリを超えた情報の共有・連携ができる
 - ・ **“待ち”(プル)から“攻め”(プッシュ)へ** : 申請を受けての受動的アクションから、能動的・予防的アクションへ
⇒ 特に、情報提供面(関連領域の情報を集約して一覧できる通知・WEBサイト等)
- どのような分野・場面で、どのように活用できるか、それによりどのようなメリットを生み出せるかを想定しながら番号制度・仕組みの全体像(＝グランドデザイン)を考えることが重要。
 - ・ 特に、すべての国民が人生のあらゆる段階で利用する医療保険制度上での活用方法を考えることが重要。
 - ・ その際、諸外国の経験に学ぶことは有用。ただし、どの国の制度を真似するかではなく、分野・場面ごとの使われ方、メリットに着目し、必要な成果を達成するために必要な「機能」として考えるべき。

本日のキーメッセージ(まとめ)

3. 国民に利用してもらえ制度・仕組みとするために

- 国民に利用される制度・仕組みとして定着させるためには、**国民がメリットを感じられる制度・仕組み**とする必要がある。
⇒ 前ページ「**情報を“タテ”につなぐ**」「**情報を“ヨコ”につなぐ**」「**“待ち”(プル)から“攻め”(プッシュ)へ**」
- そのためには、番号の活用範囲を、**社会保障制度の信頼性確保のための義務的利用**に限らず、民間事業者の創意工夫によって提供されるサービスを含めた**利便性向上のための選択的利用**を妨げないことが重要。
 - ・ 民間事業者が適切(安全・低コスト)に連携・接続できるようにするには、インターフェイスやデータ形式、コード等を標準化し、オープンな仕組み・仕様とすることが必要。
(例) 公的年金と企業年金・個人年金が一覧でき、高齢期に備えた準備がどの程度できているかが確認できる、その情報を資産運用・資産形成に関する相談に利用できる(参考9)
- その一方で、国民の**個人情報**を**安全かつ適切に管理・活用するための仕組み**を併せて導入することが必要。
(例)
 - ・ 分野ごとの番号を連携する仕組みとし、見せる必要性のある番号/見せなくてよい番号とを使い分ける
→ 分野ごとの必要条件を反映しやすくなる
⇒ これまで各府省が整備してきた既存のID基盤を結ぶ認証連携の仕組みが必要
 - ・ ICカードの活用
 - ・ 本人が自己の情報へアクセスし、管理できる仕組みの組み込み
 - ・ 個人情報保護／情報公開を監督する第三者機関の設置など

社会保障分野における“番号”制度

参考資料 諸外国の番号制度

2010年4月7日

株式会社野村総合研究所
コンサルティング事業本部
経営戦略コンサルティング部

安田 純子

〒100-0005
東京都千代田区丸の内1-6-5 丸の内北口ビル

諸外国の番号制度

1. アメリカ 社会保障番号(SSN)と 社会保障番号証(SSNカード)

2. フランス NIR番号 と ヴィタルカード(Carte Vitale)

3. スウェーデン 個人番号(Person Nummer)と IDカード

4. シンガポール NIR番号 と 国民登録証(NRI番号)

5. 韓国 住民登録番号 と 住民登録番号証(カード)

6. ドイツ 統一番号を持たない国

7. オーストリア “セクトラルモデル”方式 と “市民カード”

参考 諸外国の給付付き税額控除制度

別紙 諸外国の社会保障番号等の概要(一覧表)

諸外国の番号制度

国民を対象に国が発行するIDを持っている国は多数あり、①住民登録ベース、②社会保障ベース、③税務ベース、④身分証明証ベースの4類型に大別できる

税務ベース	社会保障ベース	住民登録ベース	身分証明証ベース
	アメリカ 社会保障番号(1936) カナダ 社会保険番号(1964)		
イタリア 納税者番号(1977)	イギリス 国民保険番号(1948)	フランス 住民登録番号(1941) スウェーデン 個人番号(1947) デンマーク 住民登録番号(1968) ノルウェー 個人番号(1970) フィンランド 個人登録番号(NA) オランダ 市民サービス番号(2006)	エストニア 国民ID番号(1999)
オーストラリア 税務番号(1989) など	など	韓国 住民登録番号(1962) など	シンガポール 国民登録番号(1948) など

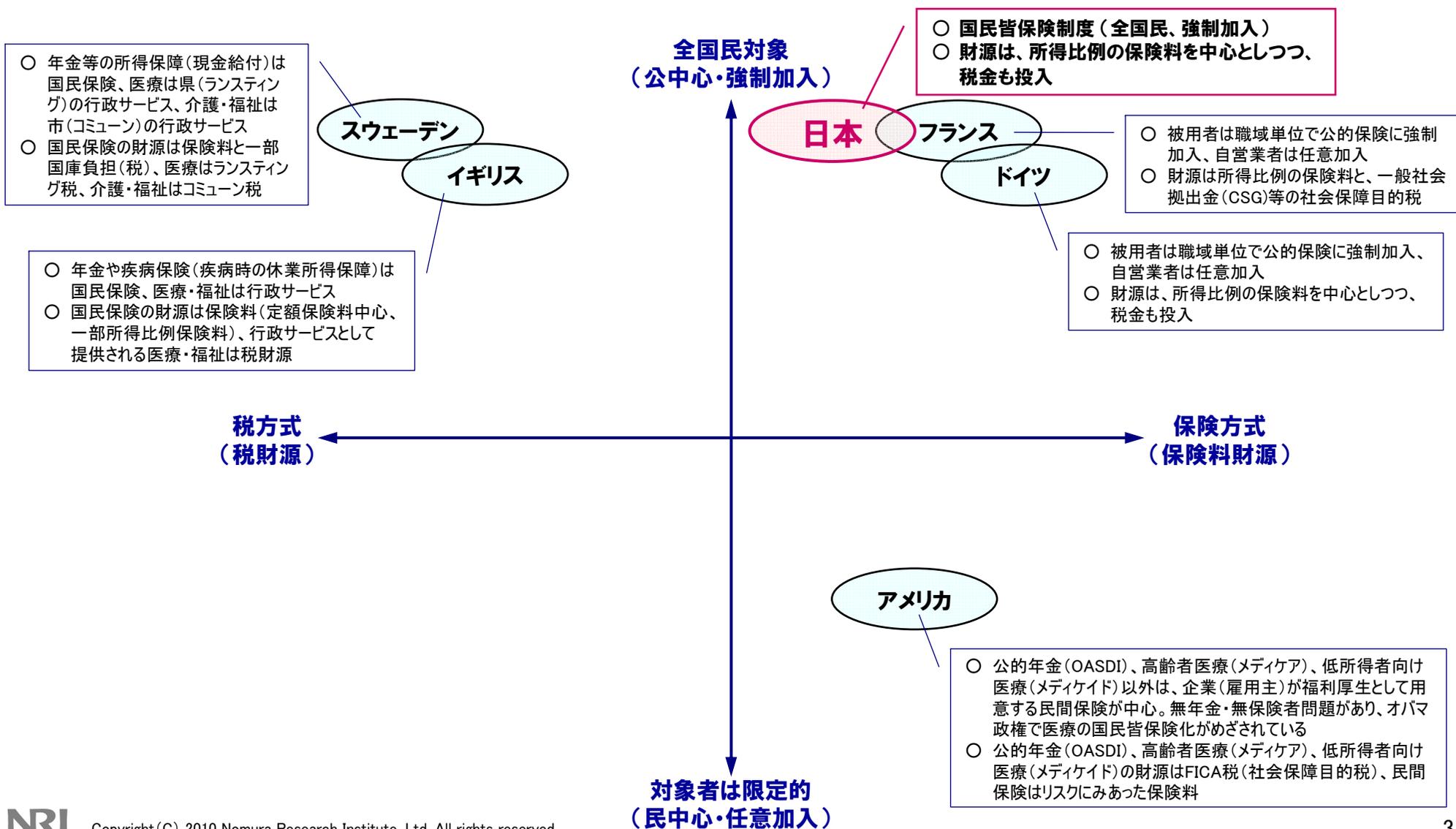
統一番号を持たない国
日本、ドイツ、オーストリア

オーストリアは
セクトラルモデル

注)カッコ内は根拠法の施行年

出典) (株)野村総合研究所「2015年のIDビジネス」(東洋経済、2009年5月)

《参考》主要諸外国の社会保障制度



諸外国の番号制度

1. アメリカ 社会保障番号(SSN)と社会保障番号証(SSNカード)

- 1935年社会保障法(Social Security Act)を根拠法として、9桁の数字から成る**社会保障番号(SSN: Social Security Number)制度**が導入された
- **社会保障番号(SSN)**は、従来は、個人(本人)の**任意の申請に基づき発行**される仕組みであったが、州単位で段階的に、出生と同時にSSNを発行する**出生時の付番(Enumeration at Birth)**に移行している
- SSNの発行時に「**社会保障番号証(SSNカード)**」(紙製)が**無料で発行**される。**SSNカードは3種類**(一般カード、“就労不可(Not Valid For Employment)”カード、“国土安全保障省許可の就労目的にのみ有効(Valid For Work Only With DHS Authorization)”カード)あり、アメリカ市民権の有無や所持しているビザの種類によって異なる制限事項が記載される
- SSNは、地域番号(3桁)、発行グループ番号(2桁)、シリアル番号(4桁)の**9桁の数字**で構成される。個々人に一つの番号を割り当てられ、番号は生涯変わらない
- SSNの付番及び維持管理は**社会保障庁(SSA: Social Security Administration)**が行っている

図表 社会保障番号(SSN)

例:	<u>123</u>	<u>45</u>	<u>6789</u>
	地域	発行グループ	シリアル番号
	(発行年を示す番号)		(発行順の連番)

図表 社会保障番号証(SSNカード)



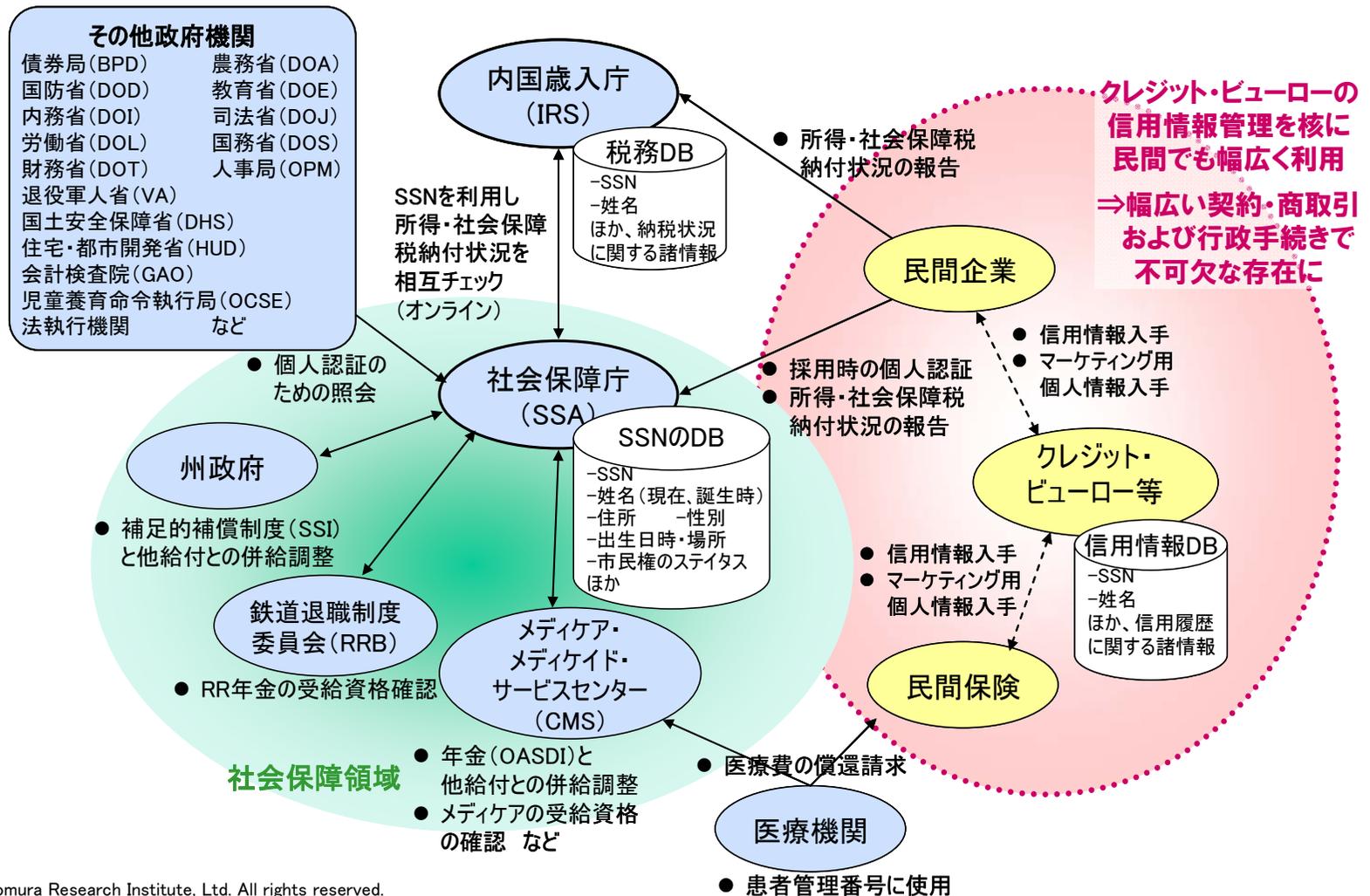
- | |
|-------------|
| 1 : 社会保障番号 |
| 2 : 姓名 (印字) |
| 3 : サイン |

諸外国の番号制度

1. アメリカ 社会保障番号(SSN)と社会保障番号証(SSNカード)

〔補足〕 信用情報提供サービスを核に、金融領域が牽引によりSSNの民間利用が普及している

- 社会保障番号(SSN)は、内国歳入庁(IRS)と社会保障庁(SSA)の間の情報交換以外にも、多様な領域の行政事務や民間(主に金融領域)で幅広く活用されている。



諸外国の番号制度

2. フランス NIR番号 と ヴィタルカード(Carte Vitale)

- フランスには、**RNIPP** (Repertoire Nationale d'Identification des Personnes Physique) と呼ばれる住民登録台帳があり、その登録番号は**NIR** (**住民登録番号**, Numéro d'Inscription au Répertoire) と呼ばれている
- NIRは主に社会保障分野で用いられるため、**社会保障番号** (Numéro de sécurité sociale) とも呼ばれている
- NIRは**15桁の数字**で構成される
- NIRは個人に固有かつ不変の番号で、多くの国民が自分のNIRを暗唱できる
- 医療保険の被保険者には、被保険者証に相当する**ヴィタルカード(Carte Vitale)**が発行される
- ヴィタルカードは16歳以上の被保険者に配布され、医療費の償還手続きに用いられる
- カードの発行は疾病保険金庫(医療保険者)が行う
- ヴィタルカードの券面には**NIR番号**が表示されている

図表 NIR番号

例:	<u>1</u>	<u>23</u>	<u>45</u>	<u>67</u>	<u>890</u>	<u>123</u>	<u>45</u>
	性別	出生年	出生月	出生地 県番号	出生地 自治体番号	証明書 番号	チェック 番号

図表 ヴィタルカード



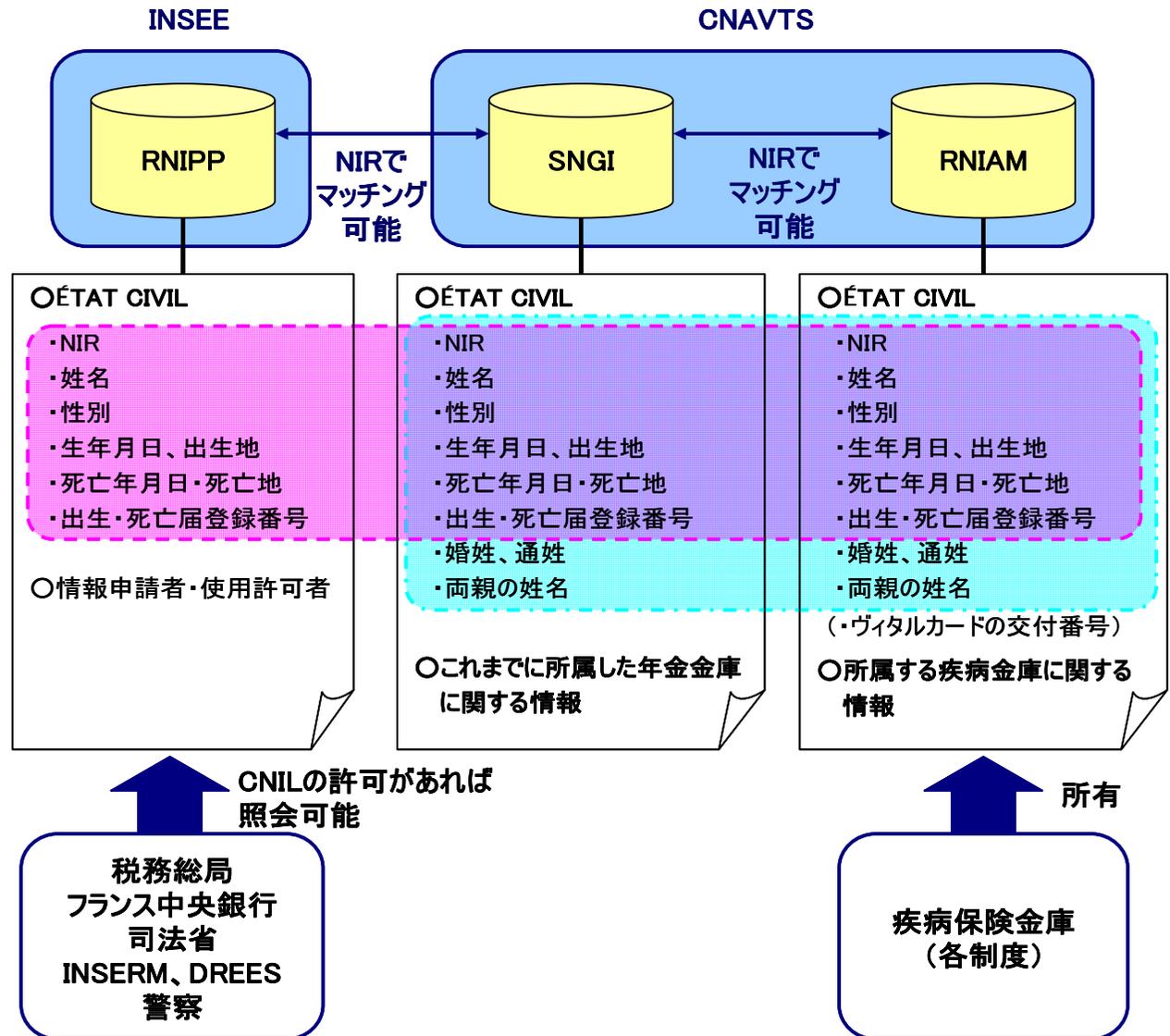
諸外国の番号制度

2. フランス NIR番号 と ヴィタルカード(Carte Vitale)

〔補足〕 NIR番号の付番・管理の一部を、全国被用者年金保険金庫(CNAVTS)が担っている

- NIRの付番・管理は、国立統計経済研究所(INSEE)と全国被用者年金保険金庫(CNAVTS)の全国社会データ情報システム局(DSINDS)が分担して行っている

- RNIPP/NIRを使用するには情報と自由に関する全国委員会(CNIL)の許可が必要とされる

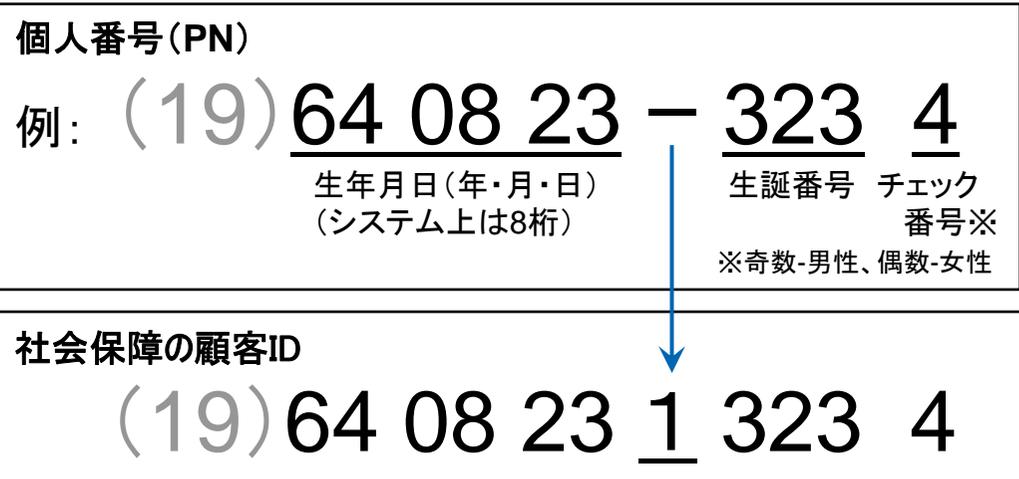


諸外国の番号制度

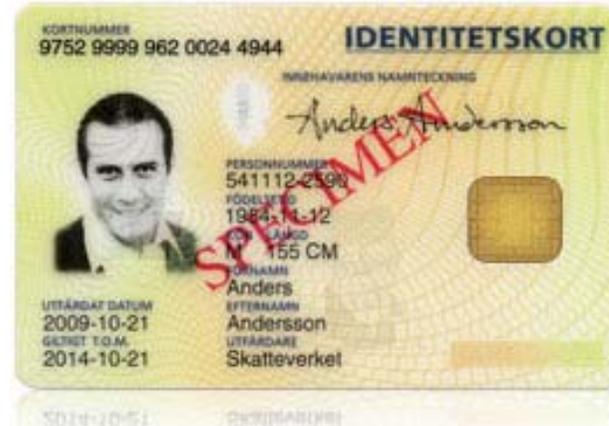
3. スウェーデン 個人番号(Person Nummer)とIDカード

- 全てのスウェーデン住民が住民登録の対象となり、登録をした人全てに個人番号(Personnummer)が付番される
- 社会保険庁(Försäkringskassen)では、個人番号をもとに顧客ID(kund ID)を作成しており、社会保険庁のシステム上ではこの番号が管理番号として用いられている
- スウェーデンでは、長らく住民登録や個人番号に連動して行政が発行するIDカードは存在しなかったが、キャッシュサービス会社(Svensk Kassaservice, 旧郵便局)の廃止に伴い新たに国税庁が発行するIDカードが位置づけられた
 - 新IDカード導入前は、銀行・郵便局がIDカードを発行していた。希望者本人が住民登録DBの抄録(個人番号も記載)と顔写真を添えて発行機関(郵便局等)に直接申請すると、発行機関が個人番号で当該個人の存在や申請内容を国税庁もしくはSPAR(次ページ参照)に確認した上で、国が定めた様式で発行
- 新IDカードは電子証明機能を持つ身分証明書として機能
 - 処方医薬品の薬局での受取や、電子行政サービスとして提供される所得税の還付申請や住所変更等の際に提示が必要(電子証明書として利用する際には、カードリーダーと専用プログラムが必要)
 - 13歳以上のスウェーデンで住民登録を行っている者(つまり個人番号所有者)が対象(18歳未満は親の承諾・付き添いが必要)
 - 有効期限は5年
 - 新IDカードの発行には、旧IDカードの提示(もしくは申請内容を証明するIDカードを持つ証言者の付き添い)と審査費用400SEKが必要
 - ・ 住民登録の抄録は個人番号で直接DBを確認するため、写真は申請時に撮影するため、いずれも不要。申請書の署名も申請時に行う
 - カードが発行されると郵送で通知が届き、2か月以内に申請時に指定した税務署に本人が出向き、受取署名をして受け取る。同時に電子証明書のPINも郵送で通知される

図表 個人番号(PN)と 社会保障の顧客ID(kund ID)



図表 新・IDカード(IDENTITETSKORT)



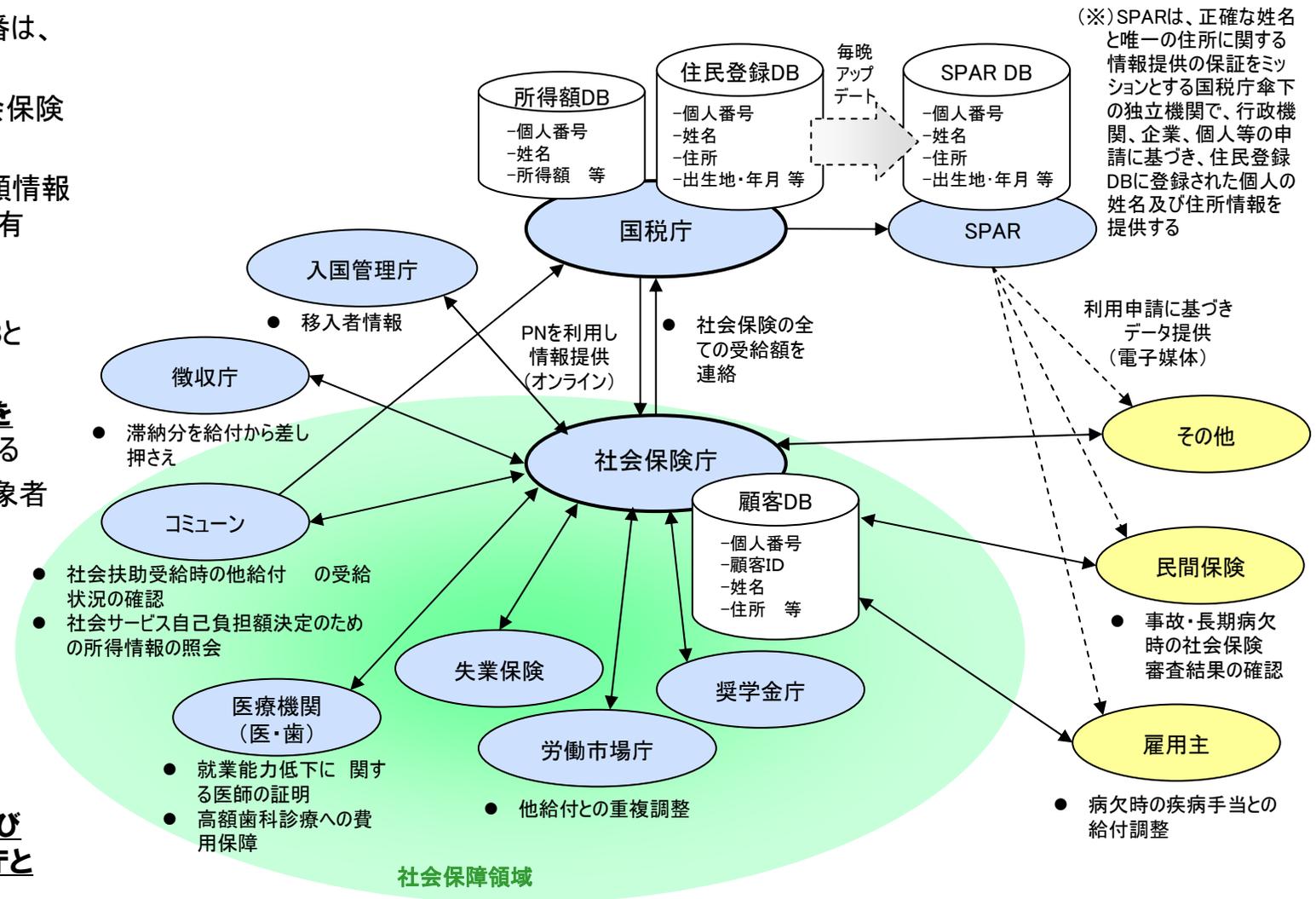
出所) <http://www.skatteverket.se/privat/idkort/idcard.4.76a43be412206334b89800039548.html>

諸外国の番号制度

3. スウェーデン 個人番号(Person Nummer)とIDカード

〔補足〕スウェーデンの個人番号を活用し、各機関が情報連携を行っている

- 住民登録及び個人番号の付番は、**国税庁(Skatteverket)**の管轄
- 国税庁は同時に税金及び社会保険料の徴収を一括して担っている
- 国税庁は**住民登録DB**と所得額情報が蓄積される**課税情報DB**を保有
- **SPAR**は国税庁の関連機関
- 住民登録DB及び課税情報DBと連携するDBを保有
- SPARから**姓名及び住所情報を電子媒体で購入**することができる
- 自由な条件設定をした上で対象者の抽出もできる
- 社会保険の給付・管理を行っているのは**社会保険庁(Försäkringskassen)**
- 国税庁の住民登録DBと連携する**顧客DB**を保有、給付実績等を管理
- 併給調整のため、**個人番号及び調整番号を用いて社会保険庁と情報交換**を行っている

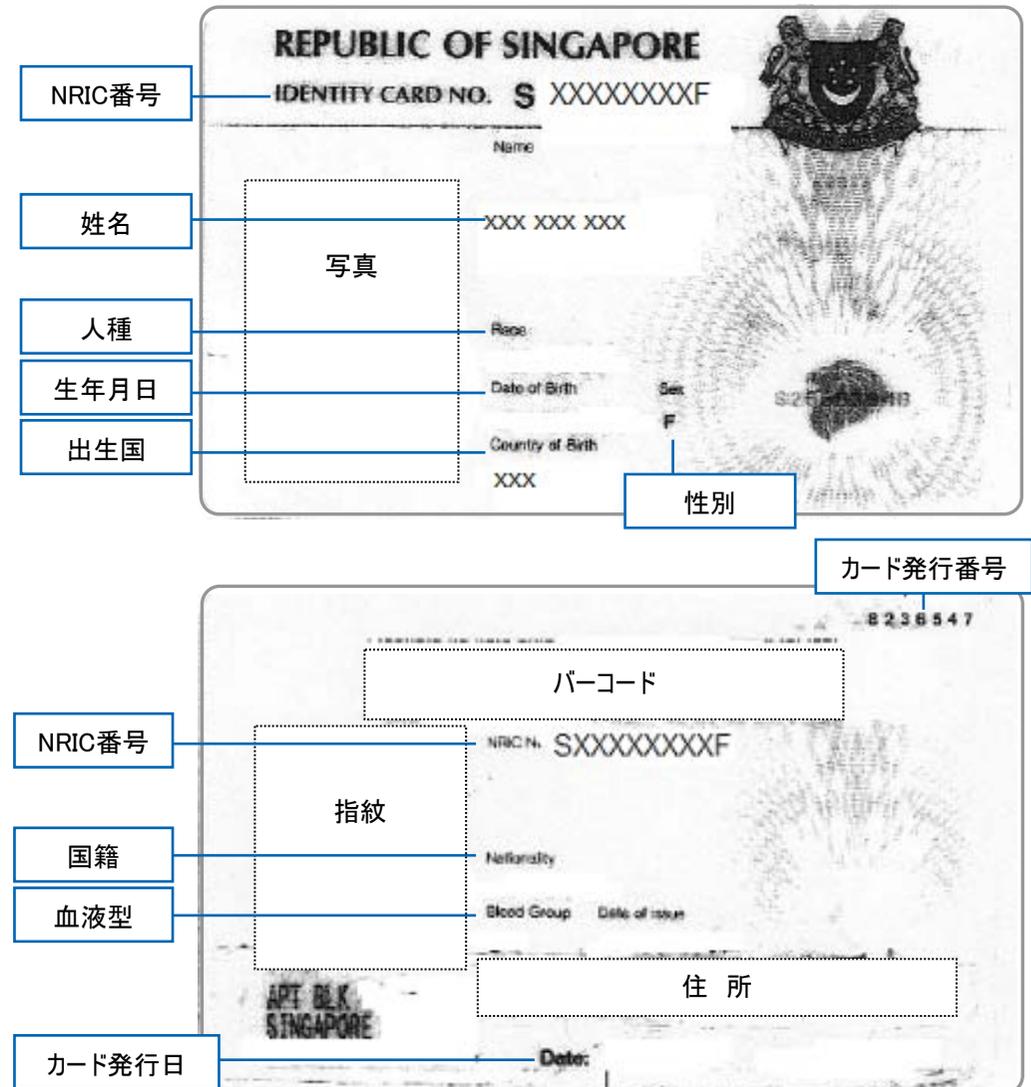


諸外国の番号制度

4. シンガポール NIR番号 と 国民登録証(NRI番号)

- シンガポールでは、**国民登録番号(NRIC番号)制度**によって、**15歳以上のシンガポール国民(国籍保有者)、永住権保有者及び就労許可を取得してシンガポールに在住している外国人**に対し、**国民登録証(NRIカード)**が発行されている
- NRIC番号は、発行世紀を表すアルファベット、出生年を表す数字(2桁)、シリアル番号(5桁)、チェックデジット用のアルファベットで構成される

例:	S	99	12345	B
	発行世紀 (21世紀はT)	出生年	シリアル番号 (発行順の連番)	チェック デジット



3) 韓国 ①住民登録番号と住民登録番号証

韓国では、電子政府サービスを含め、WEB上での番号利用が活発、それに伴い情報漏洩事故等が生じ、後追いで制度化が進められている

■ 1968年より生涯不変の固有の**住民登録番号制度**を導入、同時に**住民登録番号証**の交付を開始

- 住民登録番号は出生時に付番。住民登録番号証は17歳になった時点で発行通知が送られ、それに基づき本人が発行申請を行い発行される
- 導入当初12桁の数字から構成される番号だったが、1975年以降、**13桁の番号**に一斉更新
- 韓国では標準的な個人認証手段として住民登録番号が利用される
- 税務に利用される国税統合システム(TIS)上でも、個人の場合は住民登録番号ベースで管理される
- 電子政府化の流れによって、電子政府サービスのための民願業務改革(G4C)システム上のあらゆる分野の申請・発行・提出・閲覧手続きでも住民登録番号が利用される
- IMFショック以降、ほぼすべての商取引時に住民登録番号の提示が必要となり、すべてが国税庁に申告される
 - ・ 韓国の消費統計(日本の家計調査に相当)はそのデータをもとにつくられている



■ 社会保険分野の**被保険者番号は、住民登録番号とは別に存在**

- 医療保険番号は、**世帯ごとに付番**される番号で、**11桁**で構成される
 - ・ 個人(加入者およびその家族)の把握管理には住民登録番号を併用する
 - ・ 保険単位で発行されるため、2つの保険に加入する場合は2つの番号/保険証を所有することになる

■ 民間利用も比較的緩やか。**IT化とともに情報漏洩事故が生じ、セキュリティ面は後追いで制度化**されている

- 金融機関の信用情報は、アメリカ同様、信用情報取得のために利用される
- WEB上の各種会員サービス等でも会員登録時に住民登録番号の入力を求める場合が多い
- そのため、何度も情報漏洩事故が起きており、それに対応する形で法規制が強化されている

諸外国の番号制度

6. ドイツ 統一番号を持たない国

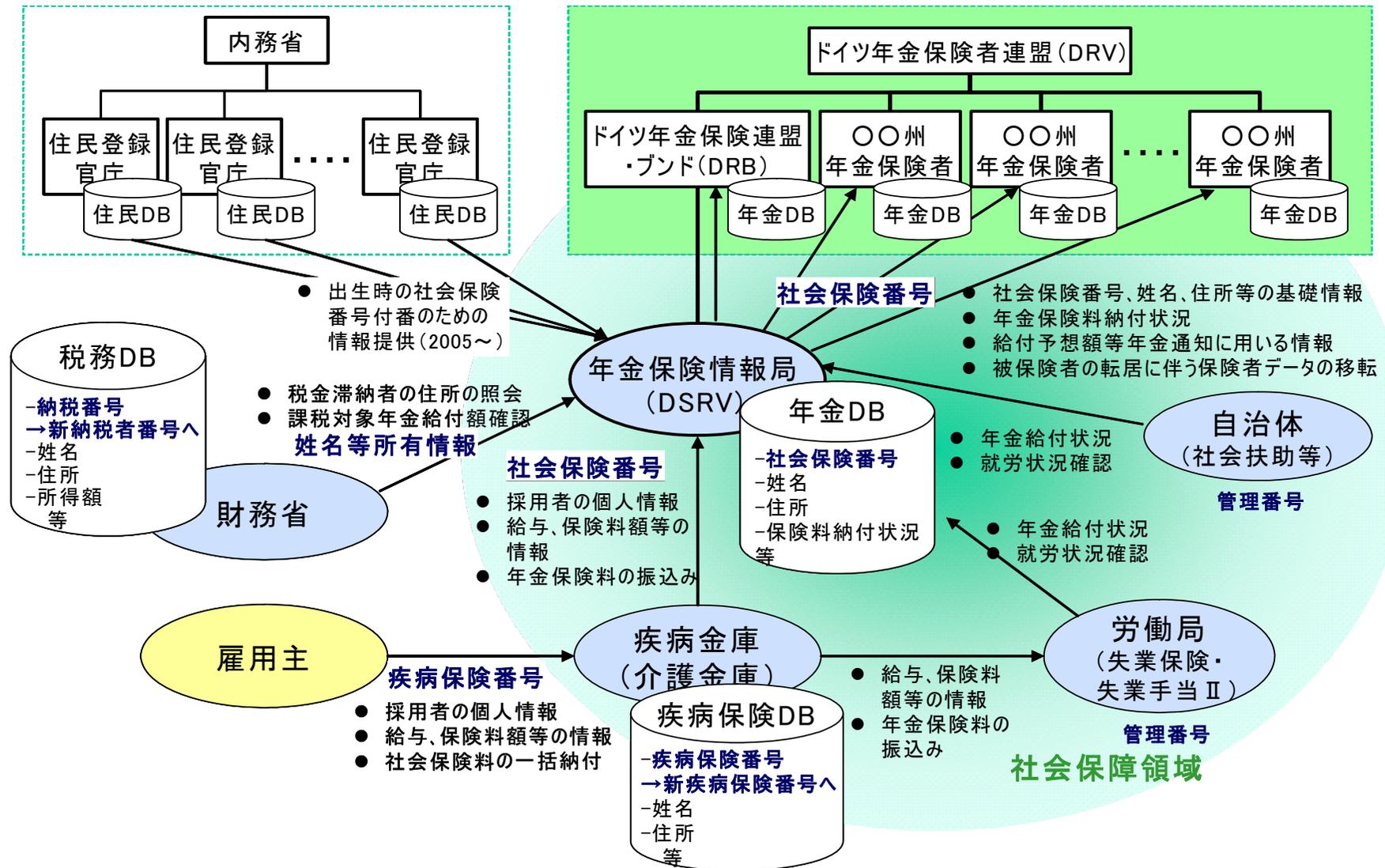
社会保険領域で使用される管理番号はそれぞれ異なる

領域		運営主体	対象者 (加入/給付)	財源	使用している番号
社会 保 障	年金	年金保険者	被用者及び任意で加入する自営業者・無業者/65歳以上の高齢者	年金保険料 税(連邦補助)	社会保険番号 (年金保険被保険者番号)
	疾病保険	疾病金庫	全国民(一定収入以上の者は任意加入)/傷病を有する者	疾病保険料 税(連邦補助)	疾病保険被保険者番号 →新・疾病保険番号
	介護保険	介護金庫 (≒疾病金庫)	疾病保険加入者/ 要介護認定を受けた者	介護保険料 税(連邦補助)	疾病保険被保険者番号 →新・疾病保険番号
	失業保険 (失業手当Ⅰ)	連邦雇用 エージェンシー	被用者/失業者(最長32か月)	失業保険料 税(連邦補助)	管轄地域の雇用エージェンシーによる 管理番号
	失業手当Ⅱ	連邦雇用 エージェンシー	—/就業能力のある失業者	税(連邦)	管轄地域の雇用エージェンシーによる 管理番号
	社会扶助	自治体	—/就業能力のない者	税(自治体)	自治体による管理番号
	労災保険	同業組合 (保険者)	被用者及び任意で加入する自営業者 等/労災にあった者	労災保険料 (全額雇用主負担)	労災保険の管理番号 (雇用主単位の番号)
そ の 他	住民登録	内務省	—/全ての住民(外国人を含む)	税(連邦)	(統一的な番号なし)
	身分証明証発行	内務省	—/16歳以上の国民	税(連邦)	身分証明証番号
	納税管理	財務省	—/収入がある等納税義務が発生した 者	税(連邦)	納税番号 →新・納税者番号

6. ドイツ 統一番号を持たない国

〔補足〕 統一番号がなくても、業務上必要な情報連携は行われている。

例えば、社会保険料は、一括して疾病金庫が徴収し、各保険者に配分している



諸外国の番号制度

6. ドイツ

〔補足〕 電子健康カード(eGK:electronische Gesundheitskarte)と 新・疾病保険被保険者番号

- 現在の疾病保険カード(被保険者証)もICチップの入ったスマートカード方式
- 今後数年の間に**電子健康カード(eGK)**へ移行し、同時に疾病保険統一の枠組みで出生時に付番する生涯不変・固有の**新疾病保険番号(Neue Kranken-versichertenummer)**も導入
- 新カードもICチップ内臓のスマートカード方式を採用
- eGKの**表面には新疾病保険番号と顔写真を掲載。裏面は欧州健康保険カード(EHIT)**で、EU内他国での受診が可能に
 - 新番号は30桁で構成するも、**券面表示は最初の10桁のみ**
- カード利用により、保険資格や保険料納付状況の確認が円滑化・スピード化
- カードを通じて、被保険者の病歴、診療履歴、薬歴や緊急時に要する情報(アレルギー情報等)などの情報読み出しを可能とする計画

図表 現行疾病保険カード (地区疾病金庫(AOK)版)



図表 電子健康カード(eGK) (表面) (裏面)



図表 新疾病保険番号(Neue Krankenversichertenummer)

A000500027 104940005 A000500015 2

不変部分
保険者に関与しない10桁の番号

桁数	内容
1	アルファベット番号
2-9	8桁の連番
10	チェック番号

保険料支払人との関係
保険者に関与しない10桁の保険料支払人の疾病保険番号

桁数	内容
20-29	保険料支払人の疾病保険番号

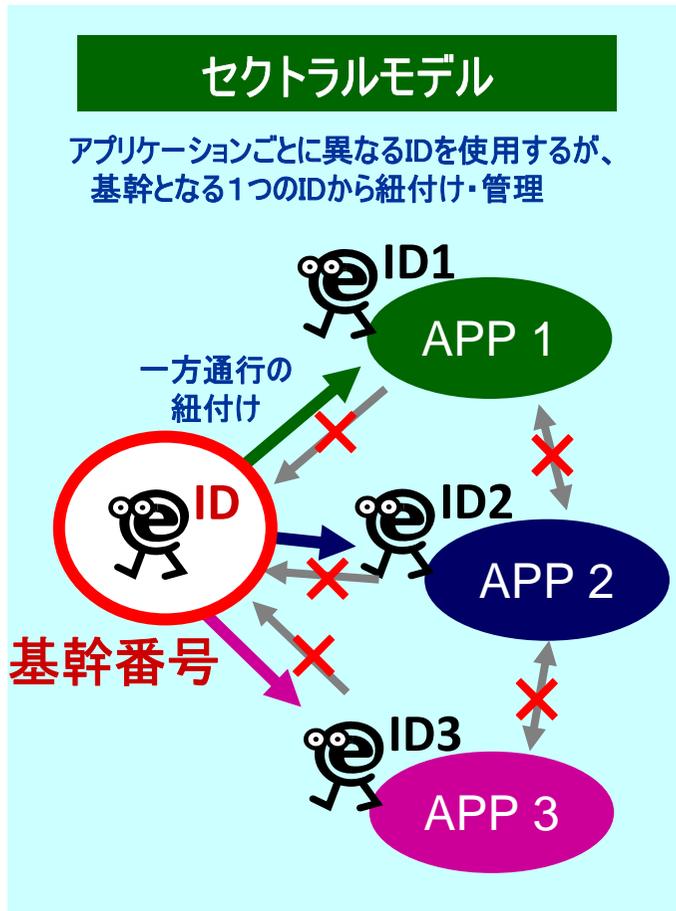
変化する部分 保険者番号9桁

桁数	内容
11-19	疾病保険者の整理番号

チェック番号1桁

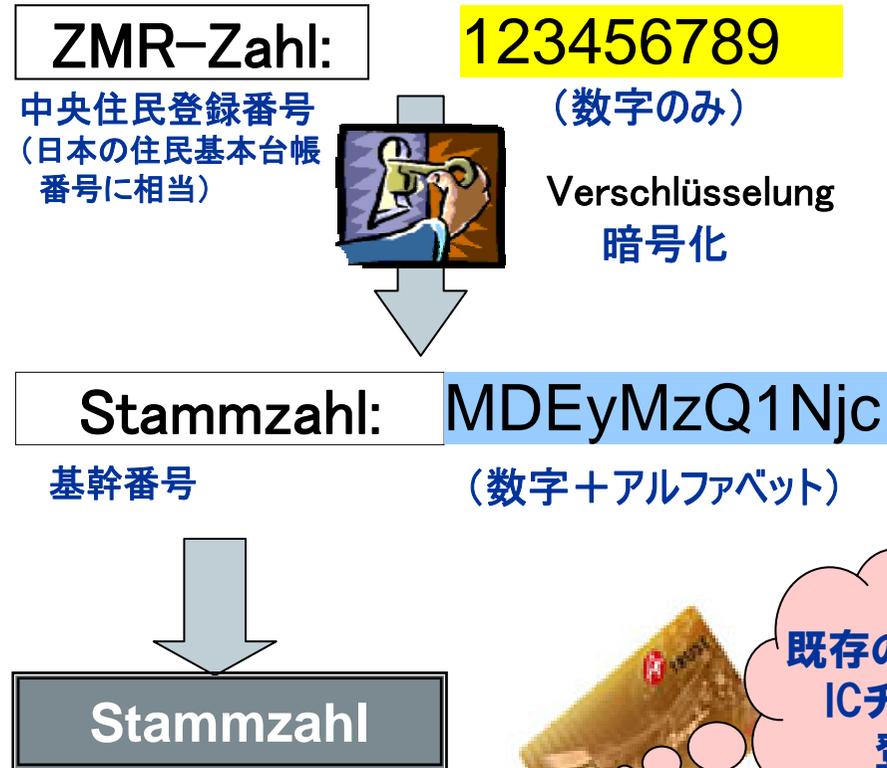
桁数	内容
30	チェック番号

7. オーストリア 基幹番号によって、領域ごとの番号を紐付けする“セクトラルモデル”方式 ICチップに基幹番号を登録した“市民カード”を各種手続きの認証に利用



<セクトラル方式の特徴>

- 統一番号はつからない
- しかし、基幹番号から各分野の番号への変換は可
- 各分野番号から基幹番号、分野番号どうしの変換は不可

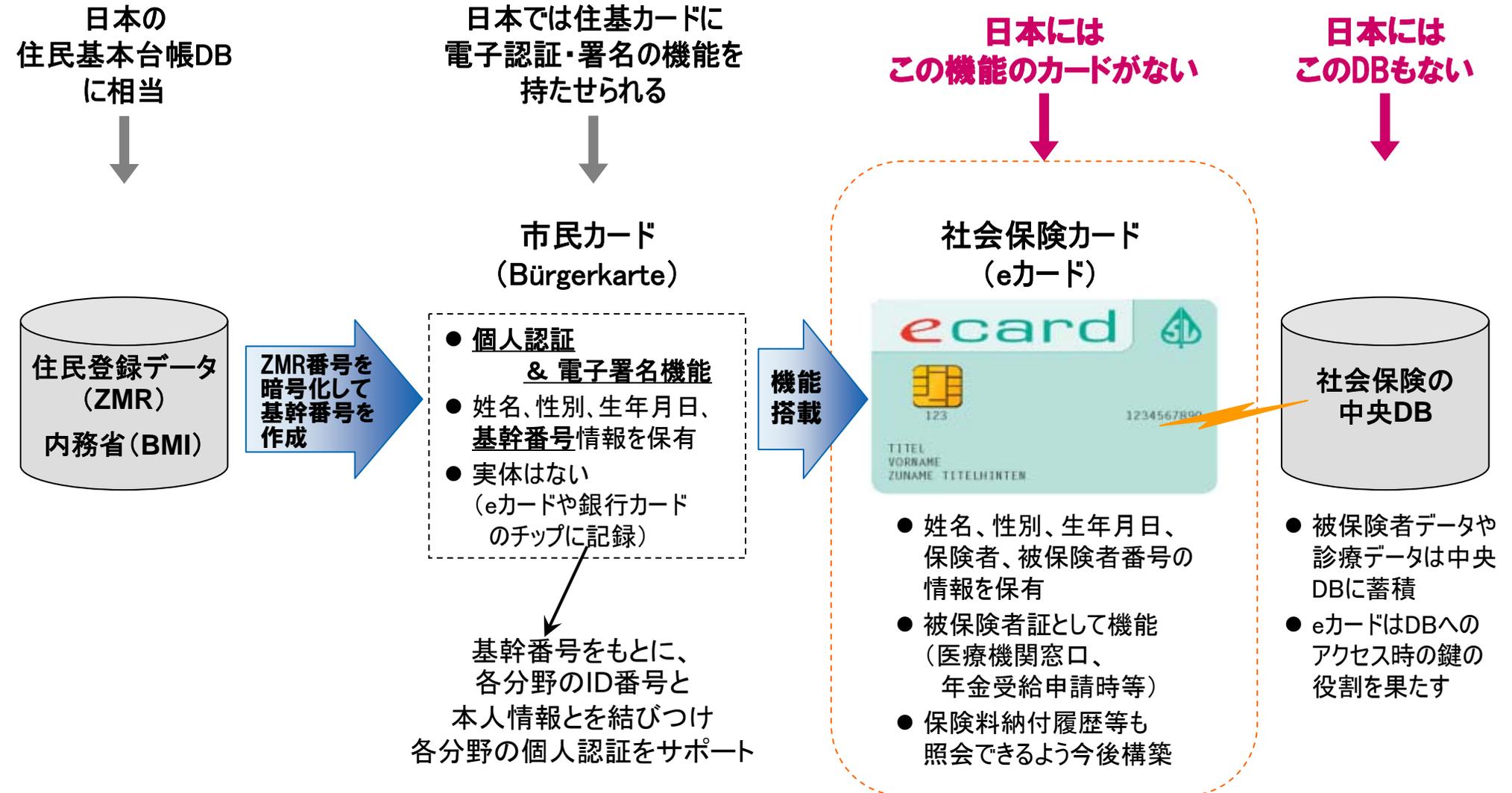


(基幹番号を 市民カード に登録)

※媒体としてのカードは、ICカードであれば何でもよい
(銀行カード、社員証、社会保険カード(e card)等)

※基幹番号は、本人の所有する
市民カード以外への登録が禁止されている

〔補足〕 住民登録(ZMR)番号・市民カード と 社会保険カード



《参考》 諸外国の給付付き税額控除制度

図表 欧米諸国の給付付き税額控除制度導入事例

	アメリカ		イギリス			カナダ
制度名	Earned Income Tax Credit (EITC - 勤労所得税額控除)	Child Tax Credit (CTC - 児童税額控除)	Working Tax Credit (WTC - 就労税額控除)		Child Tax Credit (CTC - 児童税額控除)	Goods and Service Tax Credit (GSTC - 付加価値税控除)
適用件数	約2,400万 (2008年度)	約3,200万 (2006年度)	約51.1万 (2008年度)	約187.0万 (2008年度)	約360.8万 (2008年度)	約3,500万 (2008年度)
導入の目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者に対する社会保障税の負担軽減 ● 勤労意欲の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供を養育する家庭(特に中所得世帯)の負担軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得者に対する支援 ● 勤労意欲の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供の貧困対策として、子供を養育する低所得世帯の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ● 低・中所得世帯の付加価値税負担の軽減 	
対象者 (適応条件)	<ul style="list-style-type: none"> ● 低所得勤労者(投資所得が3,100ドルを超える者は対象外) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 17歳未満の子供を養育する低所得者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 16歳以上で、週16時間以上就労し子供を養育する低所得者 ● 25歳以上で週30時間以上就労している低所得者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 16歳未満の子供を養育する者 	<ul style="list-style-type: none"> ● 低・中所得世帯 	
給付の仕組	税額から控除 (控除しきれない額を給付)		全額給付 (税額から控除せず)			全額給付
執行機関	内国歳入庁		歳入関税庁			歳入庁
給付額	<ul style="list-style-type: none"> ● 平均授与額は約2,000ドル ● 夫婦2人の場合、勤労所得の40% (上限5,028ドル) ● 勤労所得が一定額を超えると減額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 子供1人当たり原則1,000ドル ● 所得が一定額を超えると減額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦2人の場合、最大4,305ポンド 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦2人の場合、最大4,715ポンド 	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦2人の場合、最大738カナダドル 	

出所) 各国の執行機関HP、及び、旧税制調査会の海外調査報告書をもとに作成

《参考》 諸外国の給付付き税額控除制度

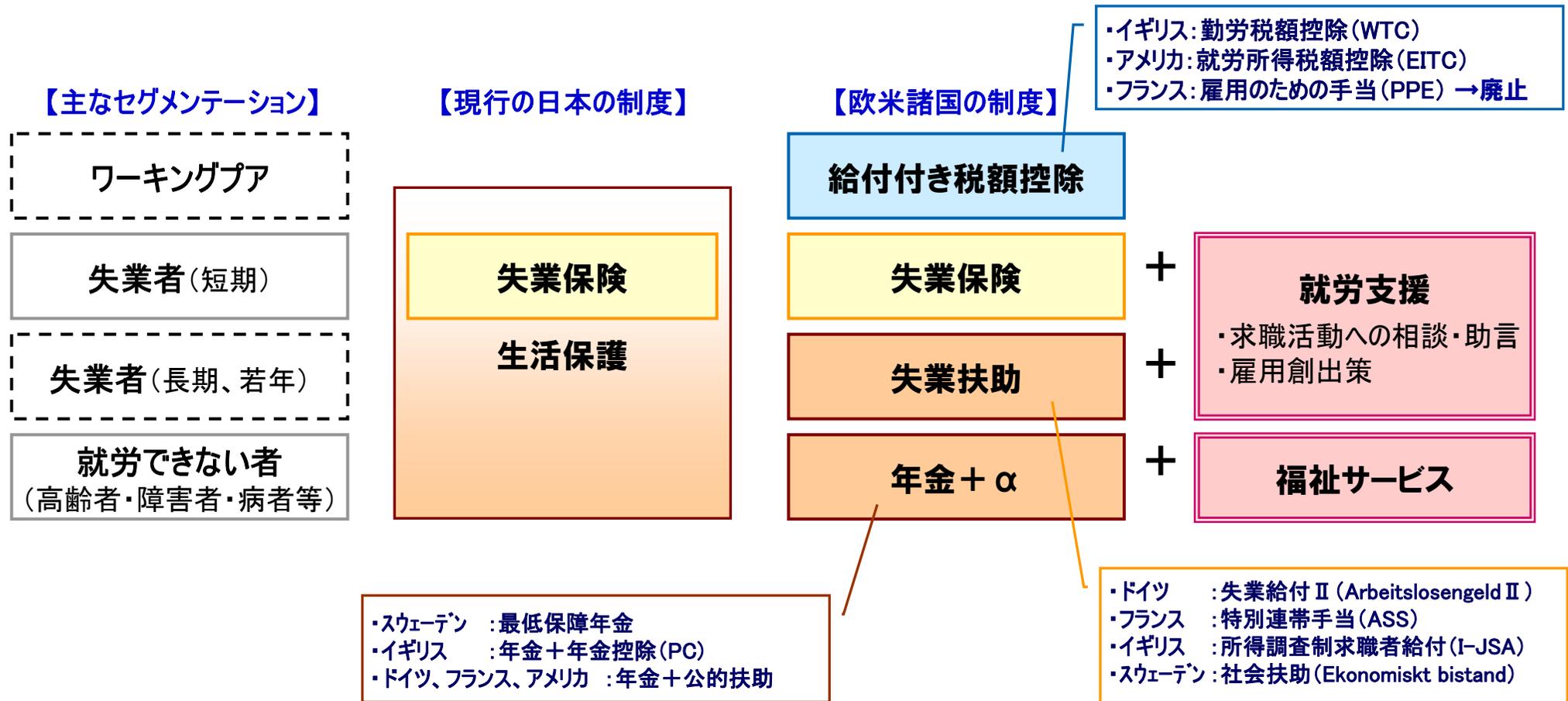
諸外国の給付付き税額控除の導入目的は、①ワーキングプアへの経済支援、②子育て世帯への経済支援、③消費税等の逆進性の緩和、3つのタイプがある

類型(目的)	対象者	該当国・制度
① ワーキングプアへの経済支援	就労所得のある低所得世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● イギリス : 勤労税額控除(WTC) ● アメリカ : 就労所得税額控除(EITC) ● フランス : 雇用のための手当(PPE) → 廃止 ● 韓国 : 勤労奨励税制
② 子育て世帯への経済支援 (子どもの貧困の削減)	すべての子育て世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● イギリス : 児童税額控除(CTC)
	(主として中所得層の)子育て世帯 ※年間所得2~20万ドルの層での適用率が30%前後	<ul style="list-style-type: none"> ● アメリカ : 児童税額控除(CTC)・追加的児童税額控除(ACTC) <p>※CTCは課税相殺方式(non-refundable)だが、一定要件を満たすとACTC(refundable)が適用され、セットで機能</p>
③ 消費税等の逆進性の緩和	低所得者世帯	<ul style="list-style-type: none"> ● カナダ : 消費税(GST)控除 <p>※オランダ、韓国では社会保険料負担の逆進性緩和のための税額控除制度がある(オランダの制度はnon-refundable)</p>

《参考》 諸外国の給付付き税額控除制度

給付付き税額控除(就労税額控除)・失業給付・公的扶助は、対象者で棲み分けられており、
 税額控除はワーキングプア(現に働いている低所得者)向けに効果をもたらす

社会保険給付
 税財源による給付
 税制上の措置(給付)
 人的支援



諸外国の社会保障番号等の概要（一覧表）

	アメリカ	フランス	スウェーデン	シンガポール	韓国
名称	社会保障番号 (SSN: Social Security Number)	住民登録番号 (NIR: Numéro d'Inscription au Répertoire) ※通称で INSEE 番号、社会保障番号とも呼ばれる	個人番号 (PN: Person Nummer)	国民登録番号 (NRIC 番号: National Registration Identification Card Number)	住民登録番号
番号の構成	9桁の数字 (地域、発行グループ、連番)	15桁の数字 (性別、出生年・月、出生地県番号・自治体番号、証明書番号、チェック番号)	10桁の数字 (生年月日、生誕番号、チェック番号)	2つのアルファベットと7桁の数字で構成 (発行世紀、出生年、連番、チェックデジット)	13桁の数字 (生年月日、出生世紀別性別コード、生誕番号、チェック番号)
導入年及び導入目的	1936年(1935年法施行) 導入目的は、社会保障税算定のための個人所得の捕捉	1941年 戦時中に軍用目的で開発。1947年から INSEE に移管し、主に社会保障目的で使用	1947年 16C に教区税徴収の効率化のために導入、現在では住民登録をベースに税務、社会保障、その他行政事務に広く使用	1948年 共産主義活動を行う個人の監視、不法移民への対処、テロリスト対策等の国家安全保障を目的として導入	1968年 住民の居住・移動実態を把握、住民生活の便益増進、適正な行政事務遂行、社会安定と秩序維持等を目的に導入
付番対象者の範囲	米国民・労働許可を持つ在米外国人を対象に、本人からの申請者に基づき発行(任意) ※1987年以降、社会保障庁は「出生時の付番(Enumeration at Birth)」を推奨し、州との連携のもと試行中	フランスで生まれた全ての人及びフランスの社会保障制度利用者。原則、出生時に付番されるが、外国人等は就職/受診時に申請	全てのスウェーデン国民及び1年以上の長期滞在者。原則、出生時に付番されるが、外国人等は入国後の住民登録時に申請	15歳以上の国民、永住権保有者及び就労許可を取得している外国人。出生時に付番される出生証明書番号が15歳になった時点で NRIC 番号となる。外国人の場合は本人の申請により付番	全ての国民 (住民登録証の発行対象は17歳以上の全ての国民)
付番維持管理機関	社会保障庁 (SSA: Social Security Administration)	国立統計経済研究所(INSEE) ※一部、被用者年金保険全国金庫(CNAVTS)に委託	国税庁(Skatteverket)	入国管理・通関局 (ICA: Immigration & Checkpoint Authority)	行政自治部
付番・カード発行の財源	<ul style="list-style-type: none"> 全て社会保障庁の予算で賄われる 個人の負担はない 	<ul style="list-style-type: none"> デジタルカードの発行は疾病保険金庫の予算で賄われる 付番管理費は INSEE 及び年金保険金庫の予算で賄われる。 	<ul style="list-style-type: none"> 全て国税庁の予算(税金)で賄われる(IDカードは国として発行しておらず、必要な個人が発行費用を負担して個別に銀行・郵便局等に申請) 	<ul style="list-style-type: none"> 財源の詳細は明らかにされていないが、主に ICA の予算で賄われている(CPF の拠出金が充てられることはない) NRI カード発行時の個人負担有り 	<ul style="list-style-type: none"> 行政自治部の予算(税金)で賄われる 個人の負担はない(紛失等による再発行時は個人負担有り)
行政における利用	<ul style="list-style-type: none"> 年金: 受給資格管理、社会保障計算書送付 医療: メディケアの受給資格管理、メディケイドと他給付との併給調整、医療機関における患者管理・保険資格確認・医療費請求 その他福祉: フードスタンプ、州が行う社会保障給付受給審査等広く使用 税務: 個人所得税納付管理、他税との整合確認、各種控除申請 その他行政事務: 出生・結婚・死亡等の証明、運転免許証番号、学生証番号、行政サービス全般の本人確認・個人認証 	<p>NIR の使用には CNIL の許可を要する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年金: 被保険者の情報管理(職歴など) 医療: 被保険者の情報管理 税務: 本人確認 その他: 選挙票の交付、企業 DB(SIRENE)の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 年金: 受給資格管理・受給申請、保険料納付状況管理、年金通知送付 医療: 医療機関における患者管理・保険資格確認・医療費請求、ヘルス DB の構築 医療機関、コミュン(福祉)、失業保険労働市場庁、奨学金庁との併給調整 雇用主との併給調整(傷病給与、傷病手当) 税務: 所得情報共有、税・社会保険料の一元徴収 その他行政事務: 各種行政サービス全般の本人確認・個人認証等に広く使用 行政機関間の情報共有ネットワークとして Navet が存在 	<ul style="list-style-type: none"> 官民間問わず個人認証手段として広く使用 CPF: 口座番号/加入・拠出情報の蓄積管理、口座残額明細書の送付、CPF 口座の照会及び CPF に関わる諸変更手続きを WEB 上で行う場合のログイン ID その他福祉: CDC 等における利用者管理 税務: 納税管理 その他: OSCARS による政府機関間での住所情報共有、電子政府サービスのログイン ID として使用等 	<ul style="list-style-type: none"> 官民間問わず個人認証手段として広く使用されるほか、電子政府「民願システム」の個別機能を担うシステムにおける個人情報管理番号及びログイン ID 等として利用されている 年金: 受給資格管理 医療: 保険加入単位(≒世帯単位)に付番される医療保険番号の下で個人単位の情報管理するための管理番号として使用 税務: 国税統合システム(TIS)で個人及び法人の税務情報の管理番号、WEB 経由の納税申告等のログイン ID として使用
民間利用 ※必ずしも全企業で利用されない場合も含む	特に制限なし 民間保険会社の被保険者番号、各種契約における個人認証・身元調査・信用履歴確認等、マーケティング等に広く利用可能	NIR の使用には CNIL の許可を要する。補足保険会社が疾病保険金庫と情報をやり取りする場合等一部を除いて、ほとんど認められていない	特に制限なし 公文書公開の原則により、住民登録 DB の情報も原則開示。民間企業での顧客管理番号としても使用される。民間機関への情報提供機関として SPAR が存在	特に制限なし 民間企業の顧客番号、各種契約における個人認証・身元調査・信用履歴確認等、マーケティング等に広く利用可能	特に制限なし 各種契約における個人認証、金融機関による信用履歴確認、民間企業の顧客番号・会員番号(特に WEB サイト上での会員登録)としての活用など
個人情報保護方針	行政機関の個人情報管理を「プライバシー法」で規定するほか、「社会保障法」「内国歳入法」等の連邦法及び州法で分野毎、地域毎に規定	1978年法(2004年に大きく改正)に基づき、情報と自由に関する国家委員会(CNIL)が NIR を利用できる機関、利用目的・範囲などを決定	1998年個人情報法及び機密保持法により個人情報の取り扱い等を規定。官民間問わず適用される。このほか、個人情報管理の監査機関としてデータ検査院が存在	個人情報保護の規定がある個別法はあるが、個人情報保護に関する総合的な法律はなく、法制化を検討中	個人情報保護に関する法律はなく、法制化を検討中。住民登録法及び社会保障基本法等の個別法内では個人情報保護のための規定がある。

出典) (株)野村総合研究所「諸外国における社会保障番号等の在り方に関する調査 報告書」(平成 19 年 1 月)

※ドイツには、統一番号はなく、社会保険番号(年金保険の被保険者番号)、疾病保険の被保険者番号、失業保険/社会扶助で用いる管理番号、労災保険の管理番号、身分証明証番号等多様な番号が存在。